

三重県国民健康保険広域化等支援方針 (改正案)

平成 25 年 3 月改正版

三 重 県

《目 次》

本 編

第 1 基本的な事項	1
第 2 三重県の市町国保の状況	2
第 3 市町国保の運営の広域化又は財政の安定化を図るための施策	5
・別紙① 国保連合会における保険者事務共同処理事業の取組状況等	11
・別紙② 高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の概要	14
・別紙③ 目標収納率の設定	16
・別紙④ 高医療費市町における医療費の適正化	19

資 料

資料 1 市町国保における被保険者数の推移	20
資料 2 市町国保及び後期高齢者医療制度の被保険者の年代別人数(平成 24 年 8 月末時点)	21
資料 3 市町国保における世帯主の職業別構成割合	22
資料 4 平成 23 年度市町国保被保険者一人当たり費用額(一般+退職)	23
資料 5 平成 23 年度市町別前期高齢者・一般・退職被保険者加入割合	24
資料 6 平成 23 年度市町国保における世代等区分別一人当たり費用額	25
資料 7 平成 23 年度市町国保における被保険者数と医療費の割合	26
資料 8 市町国保及び後期高齢者医療制度の被保険者の年代別一人当たり費用額(平成 23 年度)	27
資料 9 市町国保における医療費の推移(一般+退職)	28
資料 10 国保医療費(国保組合分を含む)に占める生活習慣病(新生物を含む)の割合(平成 24 年 5 月診療分)	29
資料 11 平成 23 年度市町国保被保険者一人当たり国保保険料(税)調定額	30
資料 12 市町国保における国保被保険者一人当たり保険料(税)調定額の状況	31
資料 13 平成 23 年度市町別現年度分国保料(税)収納率(一般+退職)	32
資料 14 市町国保保険者別保険料(税)収納率(現年度分)の状況	33
資料 15 市町国保の被保険者一人当たり調定額及び現年度分収納率の推移	34
資料 16 平成 23 年度市町別滞納繰越分国保料(税)収納率(一般+退職)	35
資料 17 市町国保保険者別保険料(税)収納率(滞納繰越分)の状況	36
資料 18 収支差引額と繰入金・繰越金等の状況(県内全市町計)	37
資料 19 平成 23 年度市町別収支決算状況表	38
資料 20 平成 24 年度市町国保における保険料(税)の賦課割合及び保険料(税)率・額【医療給付費分】	39
資料 21 平成 24 年度市町国保における保険料(税)の賦課割合及び保険料(税)率・額【後期高齢者支援金分】	40
資料 22 平成 24 年度市町国保における保険料(税)の賦課割合及び保険料(税)率・額【介護納付金分】	41
資料 23 これまでの実績・成果	42
※参考 三重県市町国保広域化等連携会議設置要領	44

三重県国民健康保険広域化等支援方針（案）

平成 22 年 12 月 24 日

三 重 県

一部改正 平成 24 年 3 月 16 日

一部改正 平成 25 年 3 月 日

第 1 基本的な事項

1 策定の目的等

(1) 国民健康保険制度の意義

三重県（以下「県」という。）では、「みえ県民力ビジョン・行動計画」において、県民の健康な暮らしと安心できる医療体制を確保するために「医師確保と医療体制の整備」を施策の一つとして位置づけ、その中で「適正な医療保険制度の確保」を基本事業として掲げて、国民健康保険の被保険者が、必要な時に、必要な内容の保険給付を適切に受けられる社会の実現をめざしている。

市町村が運営する国民健康保険は、被用者保険に加入する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度であって、国民皆保険の最後の砦ともいえるものであり、病気や怪我の際に適正な負担で良質な医療給付を県民に提供するための基盤をなす制度として、まさしく県民の安心な生活を支えるものである。

(2) 国民健康保険制度が抱える問題点と課題

もともと、国民健康保険の運営の単位が市町村であることから、小規模保険者が多数存在し、こうした小規模保険者では財政運営が不安定となりやすい傾向にある。加えて、急激な高齢化の進展、就業構造の変化、長引く景気の低迷等により、市町村が運営する国民健康保険には、医療に対する需要が大きい高齢者や保険料（税）の負担能力の低い低所得者が多く加入しているため、安定的な運営が難しくなってきてている。

他方、被保険者側からみれば、保険給付は全国共通であるものの、保険料（税）は市町村ごとに定めるため、同じ所得で同じ世帯構成であっても住んでいる市町村が異なれば負担額も異なり、被保険者が不公平感を抱く事態も見受けられる。

こうした問題点については、県内の市町が運営する国民健康保険（以下「市町国保」という。）も同様に抱えており、財政運営の安定化、保険料（税）や医療費の格差の是正、収納率の向上などが大きな課題となっている。

（3）策定の目的

上記課題に対応するため、これまで国において、高額医療費共同事業の拡充、保険財政共同安定化事業の展開、保険基盤安定制度に係る国庫負担の暫定措置、財政安定化支援事業の実施などの対策が実施されてきた。

しかし、今後さらに少子高齢化が進展する中で、市町村の国民健康保険が抱える課題の解消をめざし、また、今後の医療保険制度について、将来、地域保険として一元的運用を図るために、その運営に関し、都道府県単位による広域化を一層推進することが必要である。

この三重県国民健康保険広域化等支援方針（以下「支援方針」という。）は、市町国保の置かれた状況を踏まえつつ、収納対策、赤字解消対策を支援するとともに、保険財政共同安定化事業の拡充、県単位での保険料（税）の平準化、保険料（税）算定方式の統一などを推進することにより、市町国保の運営の広域化や財政の安定化を図ることを目的として、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2第1項に基づき、県が主体となって策定するものである。

2 対象期間等

この支援方針が対象とする期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

また、今後の国民健康保険制度をめぐる制度改正等に応じて、適宜必要な見直しを行う。

第2 三重県の市町国保の状況

1 被保険者

（1）被保険者数

平成23年度に市町国保に加入する被保険者数は、477,169人である。【資料1(20頁)参照】

また、市町国保の被保険者全体を100%とした場合の年代別割合は、60歳から74歳までの被保険者が全体の53.44%を占めており、市町国保の被保険者が高齢化していることを示している。【資料2(21頁)参照】

(2) 被保険者の職業

平成 23 年度において、市町国保に加入する被保険者の職業別割合は、農林水産業 3.5%、その他自営業 14.2%、被用者 31.9%、その他職業 3.2%であるのに対して、無職が 47.2%を占めている。市町国保の被保険者に占める無職の割合は半数にせまるほど大きくなっている。【資料 3(22 頁)参照】

2 医療費

(1) 被保険者一人当たり費用額

平成 23 年度における市町国保被保険者一人当たり費用額(一般+退職)は、全市町平均で 315,665 円である。

市町別でみると、最高額は 379,181 円、最低額は 272,060 円であり、その格差は 1.39 倍となっている。【資料 4(23 頁)参照】

市町間におけるこのような格差は、住民の健康状態、年齢構成、医療提供体制、保健事業をはじめとした医療費適正化対策への取組などの違いによって生じていると思われる。

そして、市町国保被保険者のうちで前期高齢者一人当たり費用額は全市町平均で 468,836 円であり、市町国保被保険者一人当たり費用額の全市町平均を大きく上回っている。【資料 6(25 頁)参照】

この結果、市町国保被保険者のうちで前期高齢者は、人数では全体の 35.3%を占めるに止まるのに対して、医療費では全体の 52.5%を占めるに至っている。【資料 7(26 頁)参照】

また、平成 23 年度において被保険者に占める前期高齢者の割合が高い上位 6 市町のうち 5 市町が、一人当たり費用額(一般+退職)の順序においても上位 5 位を占めている。【資料 4(23 頁)及び資料 5(24 頁)参照】

なお、後期高齢者一人当たり費用額は 796,159 円であり、高齢になるにつれて医療に対する需要が強まり、必要な医療費も大きくなっている。【資料 6(25 頁)及び資料 8(27 頁)参照】

※ 「退職」とは、国保被保険者のうち、現役時代は被用者保険に加入し退職後国保に加入了した本人や、その被扶養者であることにより、退職者医療制度の対象となっている者を指し、「一般」とは、それ以外の国保被保険者を指す。

なお、退職者医療制度は、平成 20 年 4 月の法改正により廃止されたが、経過措置として、平成 26 年度までの間における 65 歳未満の退職者を対象に存続している。

(2) 医療費の伸び率

市町国保(一般+退職)の医療費は、毎年増加している。各年度における対前年度伸び率は、平成 19 年度 6.0%、平成 20 年度 2.6%、平成 21 年度 2.3%、

平成 22 年度 1.9%、平成 23 年度 2.4%である。【資料 9(28 頁)参照】

この主な原因は、高齢化による医療に対する需要の増加や医療技術の進歩に伴う医療の高度化などによると考えられるが、他方で、このような医療費の増加は市町国保の財政を圧迫する要因になっている。

(3) 生活習慣病と医療費

平成 24 年 5 月診療分において、悪性新生物を含む生活習慣病の医療費は、医療費全体の 36.9%を占めている(国民健康保険組合分を含む)。【資料 10(29 頁)参照】

医療費の増加を抑制するためには、特定健康診査及び特定保健指導といった対策により生活習慣病の発症予防・重症化予防に努めるとともに、がん検診をはじめとしたがん対策の充実が必要不可欠である。

3 保険料(税)調定額及び収納率

(1) 被保険者一人当たり保険料(税)調定額

平成 23 年度における市町国保被保険者一人あたり保険料(税)調定額は、全市町平均で 95,820 円である。

市町別でみると、最高額は 127,802 円、最低額は 63,450 円であり、その格差は 2.01 倍となっている。【資料 11(30 頁)及び資料 12(31 頁)参照】

また、平成 14 年度における市町国保被保険者一人あたり保険料(税)調定額は 79,587 円であったので、これと比較すると、平成 23 年度は 1.20 倍に増加している。【資料 15(34 頁)参照】

(2) 保険料(税)収納率

平成 23 年度における市町国保の現年度分保険料(税)収納率は、全市町平均で 90.28%である。

平成 14 年度には 92.16%であった全市町平均の現年度分収納率は、平成 21 年度には 88.82%にまで落ち込んだ。支援方針で目標収納率を定めた平成 22 年度からは上昇傾向にあるものの、平成 23 年度によく 90%台まで回復したところである。【資料 15(34 頁)及び資料 23(43 頁)参照】

また、市町別でみると、最も高い市町の収納率は 97.42%であり、反対に、最も低い市町の収納率は 86.82%である。【資料 13(32 頁)及び資料 14(33 頁)参照】

収納率の低下は、被保険者間において負担の不公平を生じさせるため、引き続き収納率を向上させる取組が必要である。

なお、平成 23 年度における市町国保の滞納繰越分保険料(税)収納率は、

全市町平均で 16.72%である。平成 21 年度の収納率は 13.94%であったが、支援方針で目標収納率を定めた平成 22 年度からは上昇傾向にある。【資料 17(36 頁)及び資料 23(43 頁)参照】

市町別でみると、最も高い市町の収納率は 34.07%であり、反対に、最も低い市町の収納率は 5.85%であって、市町間での格差は大きい。【資料 16(35 頁)及び資料 17(36 頁)参照】

4 市町国保の収支状況

市町国保 29 団体のうちで、単年度実質収支差引額が赤字の市町数は、平成 20 年度 18 団体、平成 21 年度 23 団体、平成 22 年度 22 団体、平成 23 年度 13 団体となっている。

また、平成 23 年度には、1 団体で形式収支差引額が赤字に陥っている。

【資料 18(37 頁)及び資料 19(38 頁)参照】

ここ数年、単年度実質収支差引額が赤字である保険者は減少傾向にあるとはいえ、医療費が増加し続ける一方で保険料(税)収入の大幅な伸びが見込めないことから、依然として市町の国保財政がひっ迫している状況に変化はない。

※ 形式収支差引額：歳入歳出差引額をいう。

単年度実質収支差引額：

収入から一般会計（その他）繰入金、前年度からの繰越金及び基金からの繰入金を、また、支出から前年度繰上充用金をそれぞれ除き再計算する等により算出した収支状況をいう。

第 3 市町国保の運営の広域化又は財政の安定化を図るための施策

1 総論

市町国保の運営を広域化するに当たっては、各市町国保において医療費適正化対策、収納対策、赤字解消対策などを実施することが必要であり、各市町が積極的に取り組むよう県として支援していく。

また、その財政の安定化を図るために、保険財政共同安定化事業の拡充、県単位での保険料(税)の平準化、保険料(税)算定方式の統一などに取り組むことが必要であり、これらの項目について、県は市町や三重県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)と協力しながら、可能なものから検討を進め実現に努める。

2 事業運営の広域化等

(1) これまでの状況

従来から、国保連合会は、共同電算処理システムの開発をはじめ、保険者の事業運営の効率化に取り組んできた。

現時点で、既に国保連合会で行われている市町国保の事業運営の広域化に資する取組は、別紙①(11 頁から 13 頁まで)のとおりである。

なお、平成 22 年度に支援方針を定めて以降、各市町間で合意がなされ、保険者事務の内容を統一するなど、事業運営の広域化等が実現できたのは次のとおりである。【資料 23(42 頁)参照】

- ① 医療費通知の内容等の統一
- ② 後発医薬品希望カードの配布の実施
- ③ 国保連合会での保険料(税)未納者対策コールセンターの設置

(2) 今後の方針

保険者事務の共通化等に関し、アンケート等により市町の意向を確認しながら、その広域化又は共同実施に向けて市町間で合意がなされたものについて、今後も引き続き取組を進めていく。

3 財政運営の広域化（保険財政共同安定化事業の拡充）

(1) これまでの状況

保険財政共同安定化事業（別紙②(14 頁から 15 頁)）については、対象となる医療費の額を、現在の 1 人 1 か月（1 レセプト）あたり 30 万円より引き下げるほど保険財政の県単位化が進み、また、拠出方法については、医療費実績割の割合を現在の 50% より引き下げるほど県単位での保険料(税)の平準化が進むことから、これらの方向で見直しを行ってきた。

そして、平成 24 年度には、市町国保からの拠出金の拠出方法の基準に所得割を導入し、拠出割合について医療費実績割の割合を引き下げて、医療費実績割：被保険者数割：所得割=25%：50%：25%としたところである。

また、平成 25 年度には、事業の対象となる医療費の範囲を 20 万円超まで拡大することが既に決定している。【資料 23 (42 頁) 参照】

(2) 平成 26 年度以降の方針

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 28 号）の施行に伴い、平成 27 年度から事業対象を全ての医療費に拡大することとされることから、事業の対象となる医療費の範囲を、平成 26 年度に 2 万円超まで拡大することとし、平成 27 年度には全医療費にまで拡大する。

(3) 県からの財政支援

市町間で医療費や所得の格差が大きいほど、対象医療費を引き下げた場合の保険料(税)に与える影響が大きくなることから、保険財政共同安定化事業を拡大する際には、激変緩和のため、適切に三重県国民健康保険調整交付金(以下「県調整交付金」という。)を活用する。

※ 保険財政共同安定化事業の拡充の手順

年 度	対象医療費 【1人1か月(1セブト)あたり】	拠出方法(%)
平成 23 年度以前	30 万円超	医療費実績割 : 50 被保険者数割 : 50
平成 24 年度		
平成 25 年度	20 万円超	医療費実績割 : 25 被保険者数割 : 50
平成 26 年度	2 万円超	所得割 : 25
平成 27 年度以降	全医療費	

4 広域化に向けた標準的な取組指標の設定

(1) 基本的な考え方

将来、県単位で統一の保険料(税)率等を設定するためには、収納率の向上と格差の是正、赤字の解消、標準的な保険料(税)算定方式などの統一が必要である。

その環境を整えるため、県は国保連合会と協力しながら、市町に対して積極的に支援していく。

(2) 収納率目標

そもそも、医療費は、保険料(税)、公費及び一部負担金でまかなわれるのが原則である。したがって、各市町は、収納率を確保し、被保険者に保

險料(税)の負担を求めることが必要である。

現年度分収納率(一般+退職)の県平均は、平成 21 年度に 88.82%まで落ち込んだが、支援方針で目標収納率を定めた平成 22 年度からは、収納体制の整備や滞納処分を強化するなど、各市町における収納対策の取組の効果により、上昇傾向にある。【資料 15(34 頁)及び資料 23(43 頁)参照】

ただし、平成 23 年度の現年度分収納率(一般+退職)の県平均は 90.28%であり、ようやく 90%を超えたところにすぎず、また、90%を割り込んでいる保険者も依然として存在している。

また、規模に差があるとはいえ、最も高い市町の収納率と最も低い市町の収納率の差は 10 ポイント以上となっている。【資料 13(32 頁)及び資料 14(33 頁)参照】

このため、市町国保の財政の安定化を損なうだけでなく、県内の被保険者間に不公平を生じている。そこで、引き続き県全体で収納率の向上に努めるとともに、特に、市町間での収納率の格差を縮小することが必要である。

このような観点から、別紙③(16 頁から 18 頁まで)のとおり、目標収納率を定めるとともに、市町の取組に対する県調整交付金の交付や国保連合会が実施する「徴収アドバイザー派遣事業」の派遣等による支援を行う。

(3) 赤字解消の目標年次

平成 23 年度において、形式収支差引額が赤字となっている市町は 1 団体であり、また、単年度実質収支差引額が赤字となっている市町は 13 団体である。【資料 18(37 頁)及び資料 19(38 頁)参照】

市町国保の県単位化に向けた環境を整備するためには、引き続き法定外繰入等を解消し、各市町において国保財政の健全化を図る必要がある。

このため、該当市町は、赤字となった理由、法定外繰入等が回避できなかつた原因を分析し、このような状況を解消するための方策や目標年次を、県と協議しつつ検討していくこととし、県は必要に応じて助言等を行う。

(4) 標準的な保険料(税)算定方式・応能応益割合など

① 平成 24 年度の状況

ア 保険料方式は 10 市町、保険税方式は 19 市町が採用している【資料 20(39 頁)参照】

イ 税課(課税)方式について、4 方式は 23 市町、3 方式は 6 市町が採用している。また、2 方式を採用している市町は存在しない。【資料 20(39 頁)参照】

※ 4 方式とは、保険料（税）の賦課（課税）方式のうちで、所得割、資産割、個人別均等割及び世帯別平等割にあん分して賦課（課税）する方式をいい、3 方式は、所得割、個人別均等割及び世帯別平等割にあん分して賦課（課税）する方式をいい、2 方式は、所得割及び個人別均等割にあん分して賦課（課税）する方式をいう。

ウ 医療給付費分において、応能割合が 55%を上回る市町は 1 団体あり、また、45%を下回る市町も 1 団体ある。【資料 20(39 頁)参照。なお、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分については、資料 21(40 頁)及び資料 22(41 頁)参照】

② 検討の方向

賦課（課税）方式については、将来、資産割を廃止して 3 方式に統一する、あるいは後期高齢者医療制度にあわせて 2 方式にする、といった内容の議論の生じることが予想されるので、今後、時期をみて、市町の意向を確認しながら検討していく。また、同時に応能応益割合などについても県全体で統一できるよう検討を進めていく。

5 高医療費市町における医療費の適正化

市町間における医療費の格差は市町国保の運営の広域化の妨げになることから、市町国保の運営を広域化し、国保財政の健全化と安定化を図るために、各市町国保において医療費適正化の取組を促進することが必要である。

そこで、別紙④(19 頁)のとおり、医療に要する費用の額について、災害その他の特別な事情を勘案してもなお著しく多額であると認められる市町は、医療に要する費用の適正化やその他の必要な措置を講じ、より一層医療費の適正化に取り組むものとし、県はその取組に対して支援していく。

6 県調整交付金及び三重県国民健康保険広域化等支援基金の活用

(1) 県調整交付金

県調整交付金については、保険財政共同安定化事業を拡充する際に保険料(税)の急激な変動が生じないように用いるほか、引き続き支援方針に沿って、市町の取組に対して支援していく。

(2) 三重県国民健康保険広域化等支援基金

三重県国民健康保険広域化等支援基金については、これまでどおり保険財政広域化支援事業及び保険財政自立支援事業として、保険料(税)の激変を緩和するための貸付事業などに用いる。

また、この基金は、支援方針の作成に係る調査研究又は支援方針に定める共同事業の調整などの経費に充てるため、基金の運用収益及び都道府県

が基金のその他の事業に支障がないと認める範囲内において、取り崩して使用できるので、必要に応じて、有効に活用していく。

7 県、市町及び国保連合会相互間の連絡調整

- (1) 市町や国保連合会との意見交換や情報共有が必要不可欠であるため、適宜、三重県市町国保広域化等連携会議を開催する。また、必要があれば、市町国保主管担当課長会議などを開催する。
- (2) 市町に対して、収納(滞納)対策、医療費適正化対策などに関し、研修会を開催する。

国保連合会における保険者事務共同処理事業の取組状況等

保険者事務関係

項目番号	事業名	事業内容
1	高額療養費支給事務(支給申請書の作成、償還額集計表作成等)	国保連合会は、保険者等が行う事務の効率化を図るために、保険者事務電算化共同処理事業を実施している。 高額療養費関係帳票は、国保総合システムで作成し、電子帳票により保険者へ毎月提供を行う。
2	事業月報・事業年報による各種統計資料の作成	事業月報・事業年報は、保険者クライアントの事業月報報告システムで入力したデータをネットワークで送信し、国保連合会が作成することで事務処理の迅速化・効率化を図る。
3	国庫補助金等関係事務	事業月報・事業年報データ等から補助金等申請基礎資料を作成し、保険者における国庫補助金等申請事務の軽減を図る。また、医療費推計を作成し、予算編成時の参考資料を作成する。
4	退職被保険者の確認事務	退職被保険者の迅速かつ適正な把握を行うため、日本年金機構及び共済組合から提供される年金受給権者一覧表と国保被保険者マスターとの突合により、勧奨対象者のリスト等を作成し、市町に提供する。 また、退職被保険者の被扶養者に係る適用の適正化事務を行うため、退職被扶養者疑該当者のリスト等を作成し、市町に提供する。
5	高額介護合算療養費支給事務	国保総合システム・後期高齢者医療広域連合システム・介護保険審査支払等システムとの連携を図り、算定対象期間（毎年8月～翌年7月の12ヶ月）の自己負担額を対象とした、仮算定処理（勧奨データ作成処理）及び本算定処理（支給額算定処理、自己負担額情報作成処理）を実施する。
6	共同処理データの提供	レセプト情報や高額療養費情報等を含む共同処理データを国保総合システムの保険者クライアントにより提供する。
7	国保被保険者カード証の作成	国保被保険者証は毎年10月1日が県下一斉更新であることから、国保連合会の共同処理によりカード被保険者証の作成を行う。
8	「国保のしおり」「臓器提供意思表示用リーフレット」「ジェネリック医薬品普及促進リーフレット」の共同発行	「国保のしおり」 国保被保険者向けPR冊子を作成し、共同発行を行う。 (内容) ・国保制度の仕組み ・保険料（税）収納率向上 ・健康づくり 等 「臓器提供意思表示用リーフレット」 (社)日本臓器移植ネットワークが作成するリーフレット及び保護シールについて共同発行を行う。 「ジェネリック医薬品普及促進リーフレット」 ジェネリック医薬品（後発医薬品）に対する理解と、普及促進のため、希望カード付リーフレットを作成し、共同発行を行う。

医療費適正化対策関係

項目番号	事業名	事業内容
9-1		1. 画像レセプトの保存・管理 (1) 医科・歯科・調剤・訪問看護療養費レセプト（レセプト管理システムでの取扱い） (2) 保存期間（5年間） 2. レセプト管理システムの運用・保守及び安全管理 3. ネットワークに係る電算機器・専用通信回線の運用・保守及び安全管理
9-2	レセプト点検の共同実施	1. レセプト管理システムによる給付確認事務 (1) 帳票による給付確認事務 ① 紙面確認結果表 ② 入院・入院外（総合病院診療科目）受診状況確認リスト ③ 医療給付状況突合確認リスト（医療と介護の給付調整） (2) 縦覧・横覧点検・診療報酬と調剤報酬との突合点検 (3) 「再審査申出登録一覧表」の作成と電子帳票による提供 2. 医療機関からの再審査申出登録事務
9-3		1. 国保総合システムによる資格修正 (1) 被保険者資格（修正）のお知らせ 2. 国保総合システムからの資格関係帳票の作成と電子帳票による提供 (1) 資格確認結果表 (2) 退職者医療資格確認結果表 (3) 退職者医療確認リスト (4) 資格確認結果表（限度額適用区分） (5) 高齢受給者レセプト負担区分チェックリスト (6) 資格確認結果表（75歳到達時特例対象療養分）
10	重複受診やコンビニ受診などの防止キャンペーン	国保被保険者に対する広報事業の一環として、重複受診やコンビニ受診などの防止啓発による医療費適正化事業を行う。
11	医療費適正化に関する研修会の実施	生活習慣病等を予防するため、医療費データ及び特定健診データを有効活用した医療費分析等の研修事業を保健事業担当職員に行うことで、保健事業と医療費への効果について分析・評価し効果的な保健事業を展開する。
12	第三者行為(交通事故)損害賠償請求業務の実施	保険給付を行った事由が、交通事故など第三者の行為によって生じたものについて、第三者に損害賠償の請求を行う。

収納対策関係

項目番号	事業名	事業内容
13	口座振替の促進キャンペーン	保険料（税）の収納率向上を目的に、口座振替を促進するための広報事業を行う。
14	収納担当職員等研修会の実施	徴税吏員が、滞納整理を行うために必要とする知識の習得を目的とした講義形式の研修会を開催する。
15	徴収アドバイザーの派遣	徴収アドバイザーを設置し、現場の意識改革と収納率の向上を図るための助言・指導を行う。
16	保険料(税)共同収納コーナー事業	保険料（税）の現年度分滞納者に対する電話催告業務を共同事業として実施することにより、収納率の向上及び保険者事務の効率化を図る。
17	保険料(税)算定マニュアルによる適正賦課の支援	厚生労働省保険局国民健康保険課及び国民健康保険中央会が開発したソフトについて普及、促進を行い、保険者事務の効率化に資することを目的とした研修会を開催する。

保健事業関係

項目番号	事業名	事業内容
18	特定健診・特定保健指導の受診率向上対策	特定健診・特定保健指導の受診率向上を目的に、マスメディア等を利用した広報キャンペーンを行う。
19	地域組織活動における保健活動支援事業	生活習慣病予防や高齢者の生きがい・社会参加を促進するため、既存組織活動等の展開を支援することにより、市町保健事業の一層の充実強化を図る。
20	医療費適正化支援モデル事業	レセプトデータ、健診データの分析を行い被保険者の生活習慣病に関する実態と課題等の地域性を明確にし、保健事業を効果的な施策に結びつけるための助言を行うとともに、在宅保健師等を活用し訪問指導等を支援する。
21	保健担当職員に対する研修会の実施	制度・実施体制・方法及び医療費データ等の分析や評価などについて研修を行うことにより、保健事業の効率的・効果的な運用を図る。
22	専門家の派遣（連合会保健師、在宅保健師）	保健事業対策を積極的に推進するため保健・福祉部門との連携の強化を図るとともに、保険者の要請に基づき保健師を派遣し保健活動事業を支援する。

保険財政共同安定化事業関係

項目番号	事業名	事業内容
23	高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の実施	市町国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、各市町国保からの拠出金を財源として、県単位で費用負担の調整を図る。

高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の概要

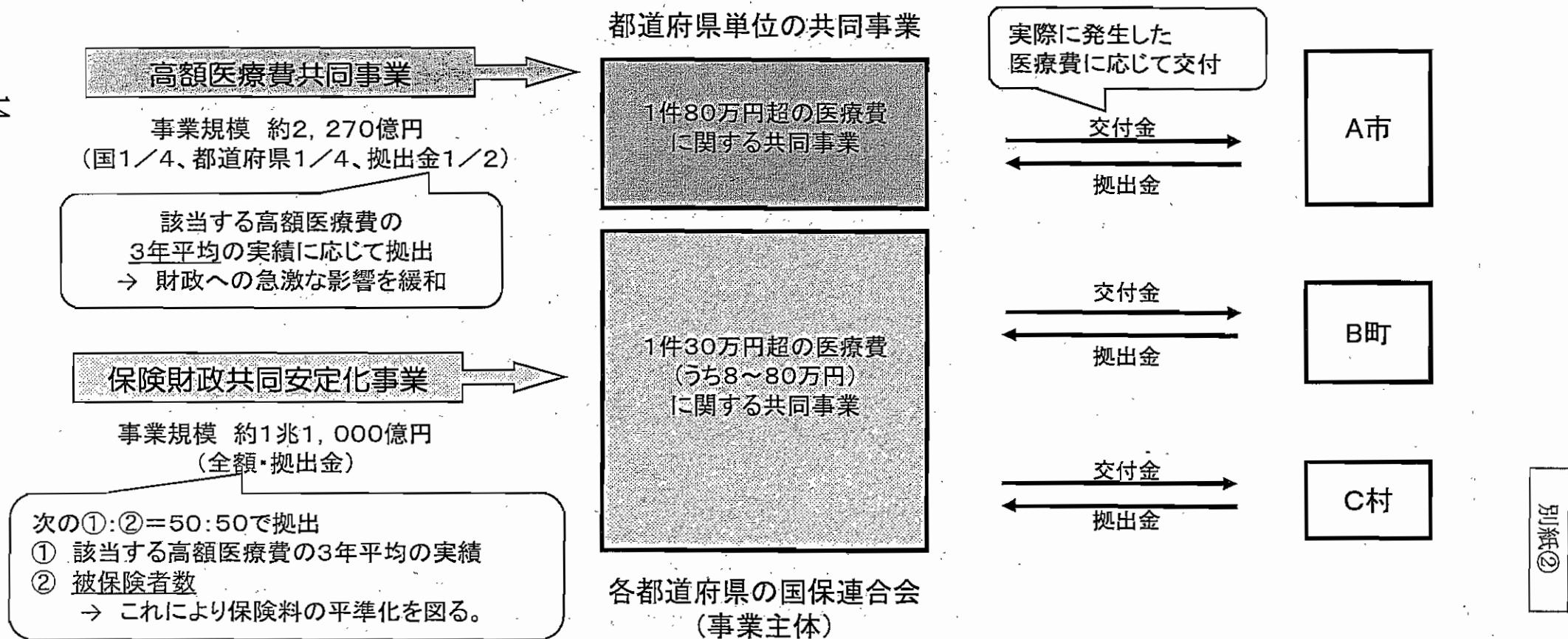
○高額医療費共同事業

高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整。その際、市町村国保の拠出金に対し、都道府県及び国において一定の支援措置を講じる。

○保険財政共同安定化事業

都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円を超える医療費について、市町村国保の拠出による共同事業を実施。

14

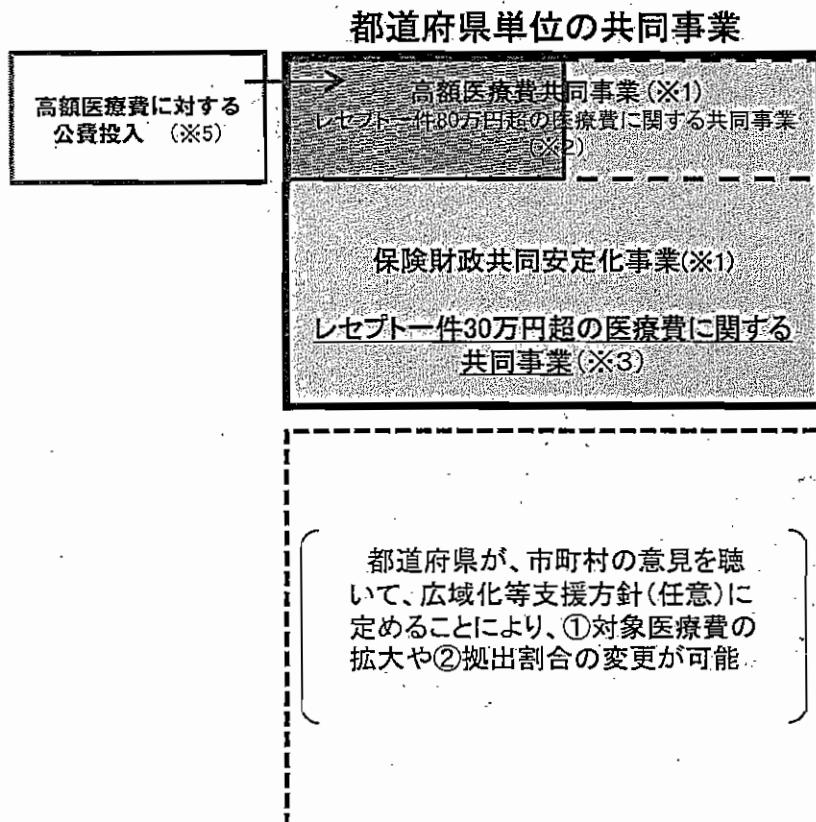


財政運営の都道府県単位化の推進

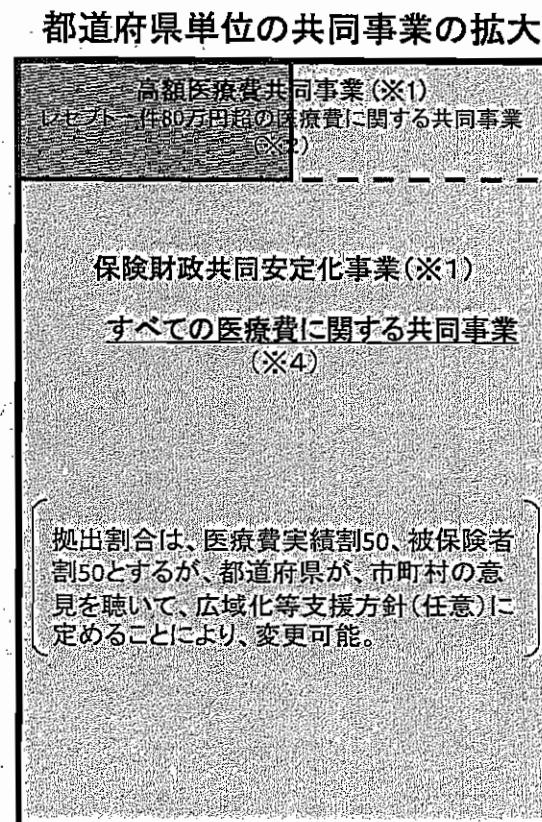
- 市町村国保の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業)について、事業対象をすべての医療費に拡大する。【平成27年度】

※ 拠出割合は、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が、市町村の意見を聴いて変更可能。

【現行】



【改正後】



※1 いずれも、現在は、平成22年度から平成25年度までの暫定措置

※2 医療費のうち80万円を超える額を対象としている。

※3 30万円を超えるレセプトのうち、8万円(自己負担相当分)を控除した額を対象としている。

※4 自己負担相当額等を除く。

※5 市町村の拠出金に対して国及び都道府県が1/4ずつ負担している。

目標収納率の設定

1 平成 23 年度平均被保険者数で、市町を 4 つのグループに分ける(このグループ分けは、平成 27 年度まで変更しない)。

- A 3 万人以上 B 1 万人以上 3 万人未満
- C 5 千人以上 1 万人未満 D 5 千人未満

2 収納率について

- (1) 現年度分収納率と滞納繰越分収納率に分けて設定する。
- (2) 一般被保険者分のみならず、退職被保険者分を含めた収納率とする。

3 目標収納率の達成時期

今回の広域化等支援方針は、平成 27 年度までの取組について策定していることから、目標収納率は平成 27 年度に実現をめざす数値とする。

4 目標収納率(別表『各市町別目標収納率』18 頁)参照)

(1) 現年度分収納率

- ① 平成 27 年度の目標収納率については、各グループにおける平成 23 年度の平均収納率(実績)を勘案して、次のとおりとする。

A:90.00% B:91.70% C:93.50% D:94.50%

- ・ 被保険者間の負担の公平性の観点から、目標数値は 90.00% 以上に設定する。
- ・ A グループ及び D グループについては、各グループの平成 23 年度の平均収納率(実績)が平成 24 年度の目標収納率に達していないことから、現在の目標収納率を引き続き平成 27 年度の目標収納率として設定する。
- ・ B グループ及び C グループについては、各グループの平成 23 年度の平均収納率(実績)が平成 24 年度の目標収納率を超えていることから、各グループの平成 23 年度の平均収納率(実績)を上回る数値を、平成 27 年度の目標収納率に設定する。

- ② 平成 26 年度までの間に平成 27 年度の目標収納率に達している市町は、引き続き収納率を維持・向上するよう努める。

(2) 滞納繰越分収納率

- ① 平成 27 年度の目標収納率については、県全体における平成 23 年度の過年度分収納率(実績)が 16.72% であり、平成 24 年度の目標収納率を超えていることから、平成 23 年度の収納率(実績)を上回る数値の 16.80% に設定する。

- ② 平成 26 年度までの間に平成 27 年度の目標収納率に達している市町は、引き続き収納率を維持・向上するよう努める。特に、国調整交付金での収納率による減額措置を 2% 緩和する要件として、滞納繰越分収納率(ただ

し、一般被保険者分のみ)が 20.00%以上であることが基準となっていることから、これに準じて、収納率が 20.00%未満の市町は、できるだけ早期に収納率が 20.00%に達するよう努めるものとする。

※ 平成 24 年度の目標収納率設定の考え方

(1) 平成 24 年度の現年度分目標収納率については、次のとおりとする。

A:90.00% B:91.50% C:93.00% D:94.50%

- ・ A グループ及び B グループについては、C グループ及び D グループとの収納率の差を縮めるため、平成 21 年度において、それぞれのグループで最も高い市町の収納率を参考にして、目標収納率を設定する。
- ・ C グループ及び D グループについては、収納率が低い市町の底上げを図るため、平成 21 年度において半数以上の市町が達成している収納率を参考にして、目標収納率を設定する。

(2) 平成 24 年度の滞納繰越分目標収納率については、県全体における平成 20 年度の過年度分収納率が 14.35%、平成 21 年度の過年度分収納率が 13.94%であることから、目標収納率を 15.00%と設定する(平成 20 年度速報値による全国平均は 13.68%)。

5 目標収納率を達成できない場合の県の対応

- (1) 目標収納率の達成に向けてさらなる取組が必要と考えられる市町に対して、実務調査、技術的助言その他必要な対応を行う。
- (2) 目標収納率を定めた年度において、その達成ができなかった市町は、その原因や課題、今後の対応策を記述した報告書を県に提出することとする。県はその報告書を、県のホームページ等で公表する。

6 市町への支援

(1) 県調整交付金の活用

県調整交付金の交付基準に、支援方針に定めた目標収納率を達成するための各市町の取組に対して支援することを明確に定め、そのような取組を行った市町に対して、県調整交付金を活用して支援する。

(2) 徴収アドバイザー派遣事業の活用

収納率が、別表『各市町別目標収納率』(18 頁)に定める目標収納率を大きく下回っている市町については、国保連合会が実施する徴収アドバイザ一派遣事業において、その派遣対象になるよう県が助言する。

また、その派遣事業の成果については、滞納整理事務に関する研修会等の場で報告を求めるなど、市町間での成果の共有を図る。

各市町別目標収納率

別表

グループ (規模別)	市町名	H23年度平均 被保険者数 (単位:人)	現年度分収納率(退職含) (単位:%)				滞納額越分収納率(退職含) (単位:%)					
			実績		目標収納率		実績		目標収納率			
			H21年度	H23年度	H21→H23	H24年度	H27年度	H21年度	H23年度	H21→H23	H24年度	H27年度
A	四日市市	74,221	88.35	90.11	1.76	90.00	90.00	12.02	14.05	2.03		
	津市	70,384	86.24	88.45	2.21			7.21	15.77	8.56		
	鈴鹿市	46,981	84.89	87.12	2.23			15.24	18.65	3.41		
	松阪市	45,302	86.50	86.82	0.32			12.68	13.32	0.64		
	伊勢市	34,914	90.07	90.76	0.69			22.14	24.18	2.04		
	桑名市	32,781	89.69	92.42	2.73			11.92	15.83	3.91		
	Aグループ平均	—	87.50	89.19	1.69			—	—	—		
B	伊賀市	23,980	91.51	93.29	1.78	91.50	91.70	25.15	22.25	△ 2.90		
	志摩市	20,022	91.44	91.22	△ 0.22			14.75	17.74	2.99		
	名張市	20,008	90.03	92.15	2.12			21.60	22.84	1.24		
	亀山市	10,893	87.76	88.58	0.82			11.26	10.26	△ 1.00		
	いなべ市	10,659	91.35	91.84	0.49			19.71	19.50	△ 0.21		
	菰野町	10,058	88.90	91.03	2.13			18.61	17.18	△ 1.43		
	Bグループ平均	—	90.46	91.66	1.20			—	—	—		
C	鳥羽市	8,362	90.51	92.24	1.73	93.00	93.50	26.13	26.20	0.07	15.00	16.80
	熊野市	6,619	89.31	89.53	0.22			18.50	19.49	0.99		
	尾鷲市	6,355	90.39	91.70	1.31			22.06	29.99	7.93		
	明和町	6,362	94.12	93.96	△ 0.16			11.21	15.88	4.67		
	東員町	6,212	93.87	97.42	3.55			12.00	34.07	22.07		
	紀北町	5,929	94.67	94.02	△ 0.65			17.58	11.52	△ 6.06		
	南伊勢町	5,669	96.41	94.66	△ 1.75			15.28	16.49	1.21		
	Cグループ平均	—	92.85	93.45	0.60			—	—	—		
D	多気町	4,144	94.75	94.99	0.24	94.50	94.50	8.67	9.66	0.99		
	紀宝町	4,088	93.54	93.16	△ 0.38			8.32	5.85	△ 2.47		
	玉城町	3,926	92.96	92.80	△ 0.16			15.97	16.51	0.54		
	御浜町	3,416	94.52	92.80	△ 1.72			22.82	14.46	△ 8.36		
	大紀町	3,303	96.37	97.15	0.78			27.82	25.90	△ 1.92		
	川越町	3,217	90.86	91.88	1.02			14.53	18.40	3.87		
	大台町	3,054	94.70	95.81	1.11			21.82	19.81	△ 2.01		
	度会町	2,404	96.12	95.86	△ 0.26			21.68	25.80	4.12		
	木曽岬町	2,103	90.80	93.50	2.70			29.89	29.52	△ 0.37		
	朝日町	1,741	94.54	92.31	△ 2.23			20.28	24.55	4.27		
	Dグループ平均	—	93.74	93.86	0.12			—	—	—		
県平均			88.82	90.28	1.46	—	—	13.94	16.72	2.78	—	—

高医療費市町における医療費の適正化

1 対象となる市町

医療に要する費用の額について、厚生労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他特別の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められる市町を対象とする。

具体的には、災害その他の特別な事情を考慮した後の実績給付費が、基準給付費に1.14倍を乗じて得た額を超える市町を、高医療費市町とする。

2 高医療費市町が取り組む内容

高医療費市町は、国保連合会が提供するデータ等を活用し、高医療費の要因を分析する。

高医療費の要因分析の結果等を踏まえ、具体的な対策を講じ、重点的に取り組むことで、より一層医療費適正化を推進する。

これらの対策の実施に当たっては、国保連合会や他の関係機関等との連携も十分に図る。

3 県の対応等

高医療費市町は、その原因や課題、今後の対応策を記述した報告書を県に提出することとする。県はその報告書を、県のホームページ等で公表する。

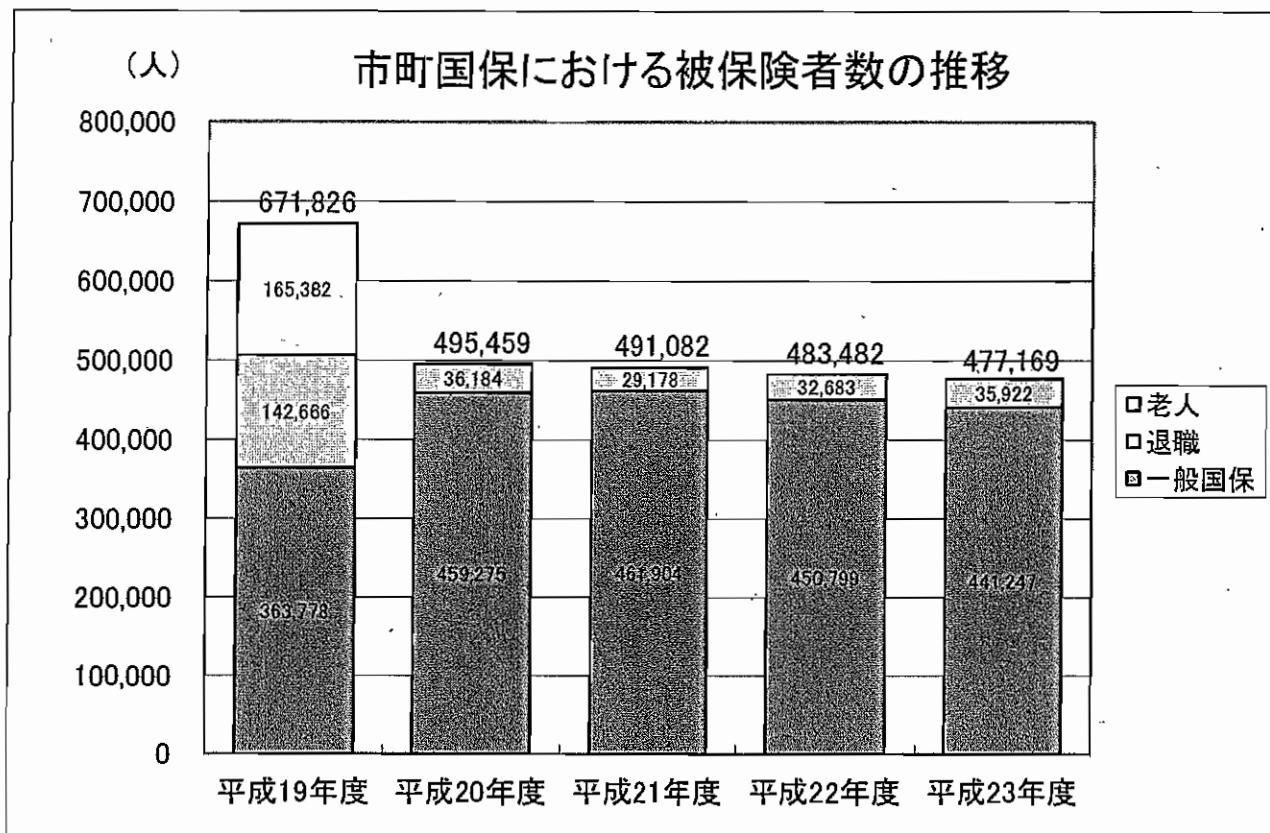
4 高医療費市町への支援等

(1) 県調整交付金の活用

県は、高医療費市町をはじめ、市町が行う医療費適正化に資する取組に対して、県調整交付金を活用して支援する。

(2) 国保連合会の支援事業等の活用

県は、高医療費市町に対して、国保連合会から医療費適正化に資する各種データの提供を受け、それを活用するよう促す。また、国保連合会が医療費適正化に向けて行う保健事業や研修事業等に積極的に参加するよう助言する。

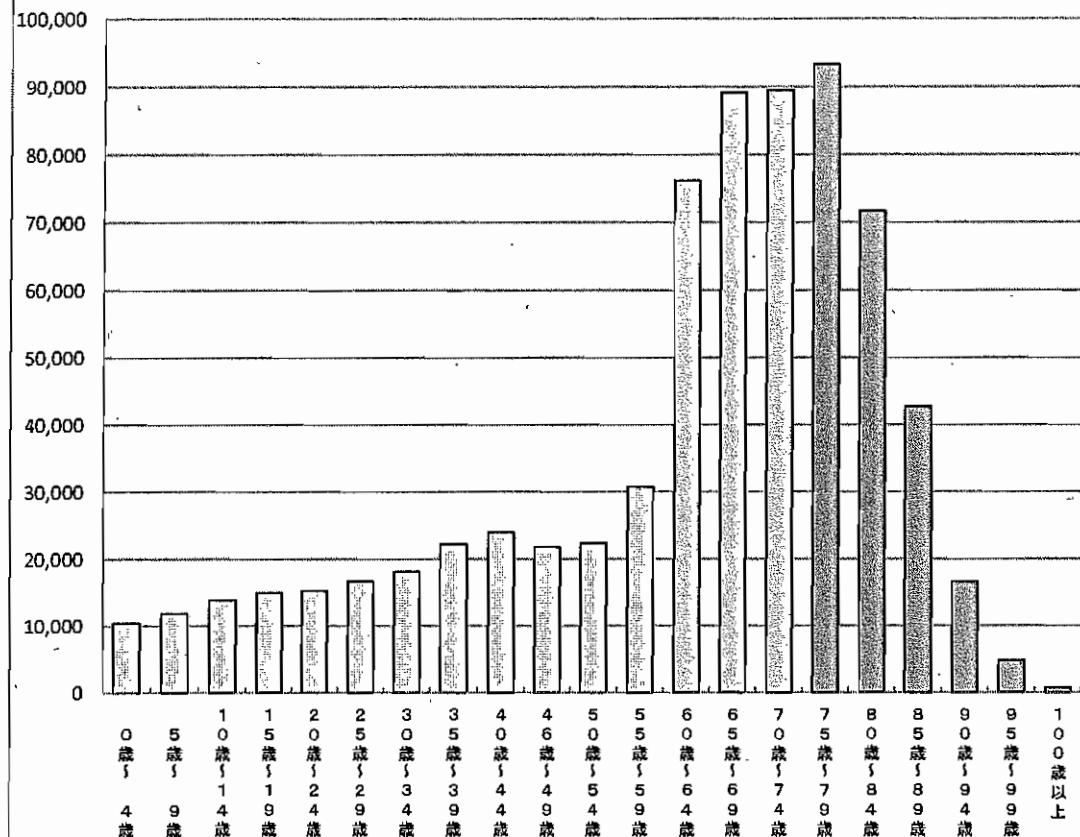


○被保険者数は、年度平均値(3月-2月ベース)で計上している。

※平成23年度国保事業年報(速報値)より

市町国保及び後期高齢者医療制度の
被保険者の年代別人数
(平成24年8月末時点)

(人)



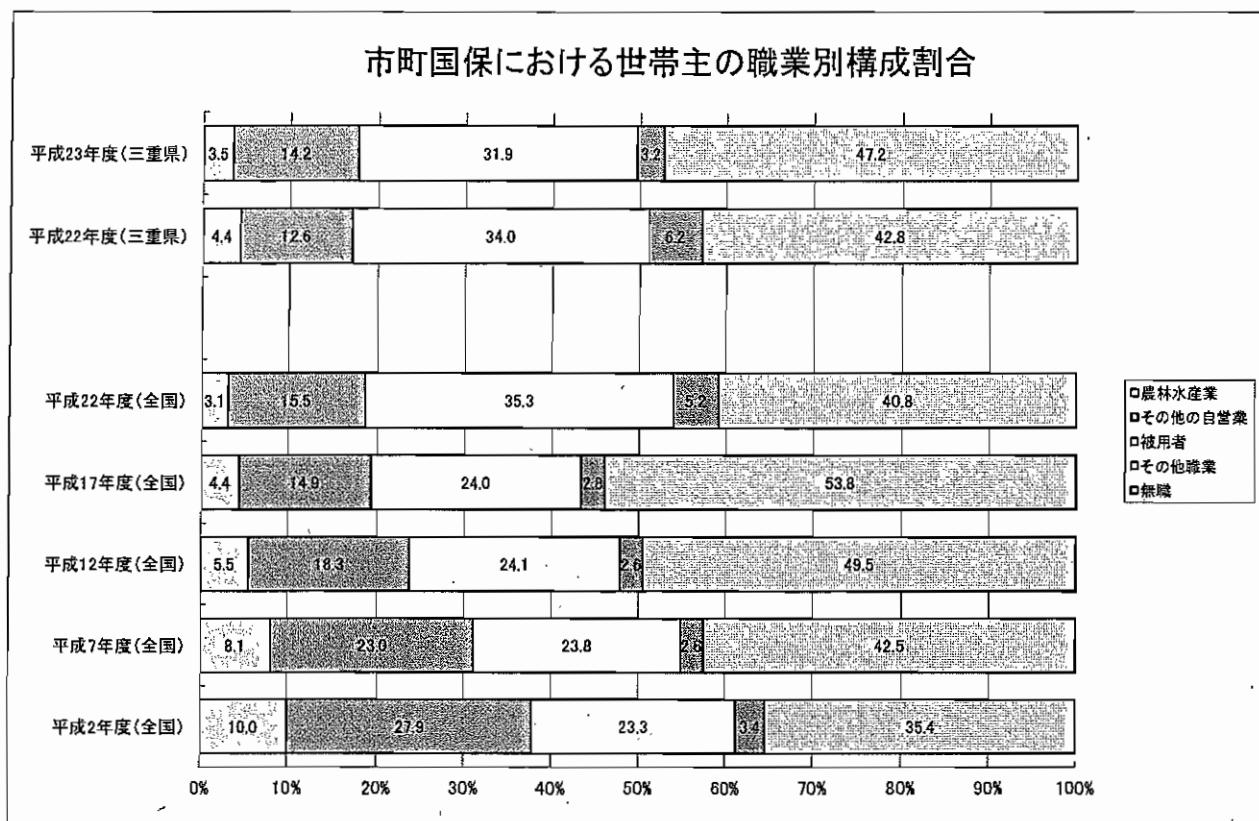
〈市町国保〉

	被保険者数(単位:人)	国保の構成割合(単位:%)
0歳～4歳	10,402	2.18
5歳～9歳	11,808	2.48
10歳～14歳	13,842	2.90
15歳～19歳	14,955	3.14
20歳～24歳	15,243	3.20
25歳～29歳	16,660	3.49
30歳～34歳	18,077	3.79
35歳～39歳	22,222	4.66
40歳～44歳	23,969	5.03
45歳～49歳	21,748	4.56
50歳～54歳	22,327	4.68
55歳～59歳	30,766	6.45
60歳～64歳	76,167	15.98
65歳～69歳	89,084	18.69
70歳～74歳	89,471	18.77
（市町国保計）	476,741	100.00

〈後期高齢者〉

75歳～79歳	93,318
80歳～84歳	71,651
85歳～89歳	42,709
90歳～94歳	16,540
95歳～99歳	4,738
100歳以上	693
（後期高齢者計）	229,649

※国保連合会が保有する被保険者マスターより(8月末時点数値)



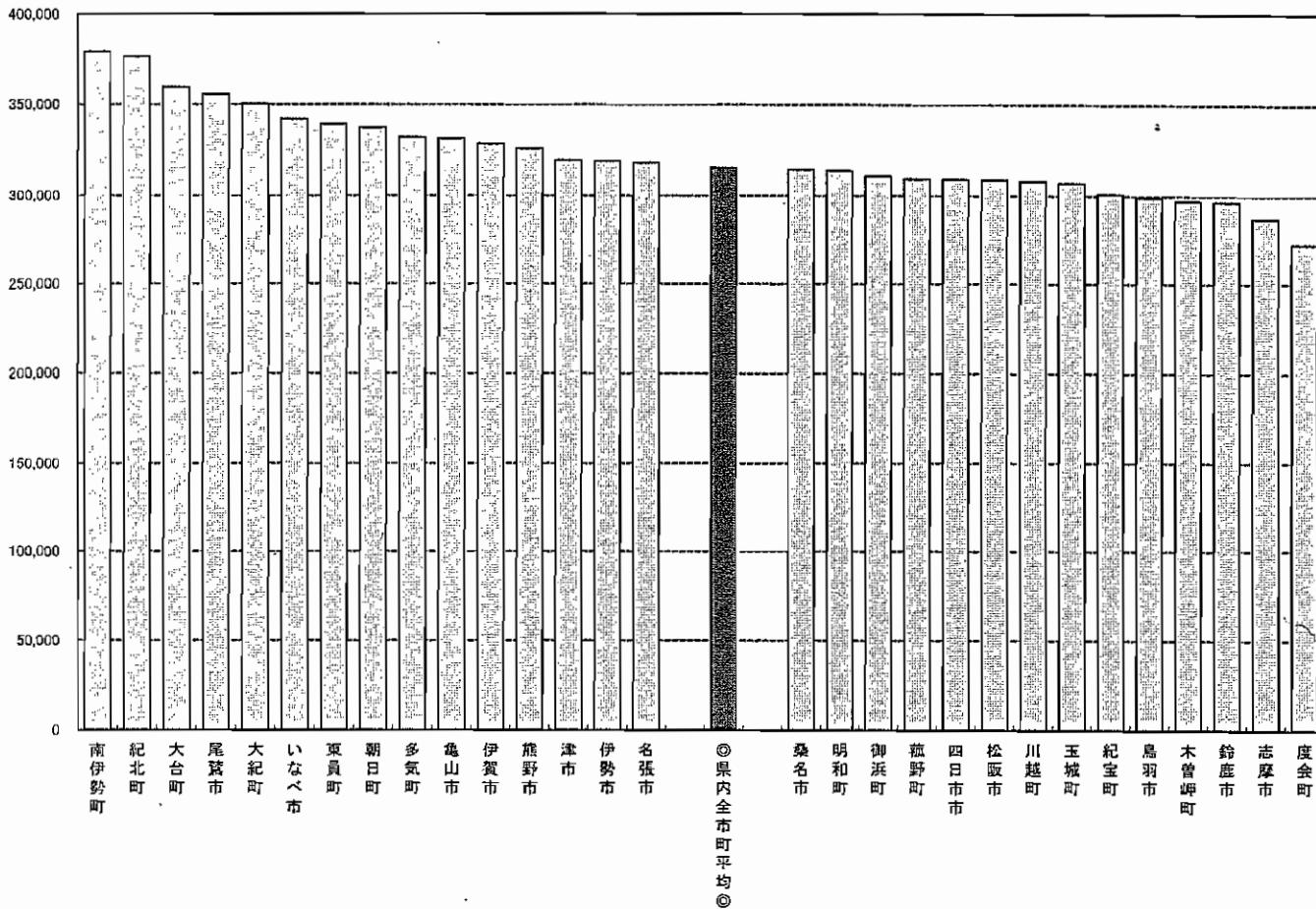
	(単位:%)				
	農林水産業	その他の自営業	被用者	その他職業	無職
平成2年度(全国)	10.0	27.9	23.3	3.4	35.4
平成7年度(全国)	8.1	23.0	23.8	2.6	42.5
平成12年度(全国)	5.5	18.3	24.1	2.6	49.5
平成17年度(全国)	4.4	14.9	24.0	2.8	53.8
平成22年度(全国)	3.1	15.5	35.3	5.2	40.8
平成22年度(三重県)	4.4	12.6	34.0	6.2	42.8
平成23年度(三重県)	3.5	14.2	31.9	3.2	47.2

※国保における世帯主(75歳未満)の職業別構成割合の年次推移(市町村国保加入者分のみであり、擬制世帯を除いている)

※国民健康保険実態調査報告【厚生労働省保険局発行】及び国民健康保険実態調査より

平成23年度市町国保被保険者一人当たり費用額(一般+退職)

(四)



平成23年度一人当たり費用額(一般+退職)	
保険者名	額
南伊勢町	379,181
紀北町	376,344
大台町	359,405
尾鷲市	355,538
大紀町	350,420
いなべ市	341,726
東員町	339,135
朝日町	337,363
多気町	332,243
龜山市	331,568
伊賀市	328,690
熊野市	326,076
津市	319,555
伊勢市	319,146
名張市	318,317
◎県内全市町平均◎	315,665
桑名市	314,581
明和町	314,085
御浜町	311,136
菰野町	309,586
四日市市	309,404
松阪市	309,184
川越町	308,541
玉城町	307,341
紀宝町	300,965
鳥羽市	299,028
木曽岬町	297,051
鈴鹿市	296,589
志摩市	286,868
度会町	272,060

※平成23年度国保事業年報(速報値)より

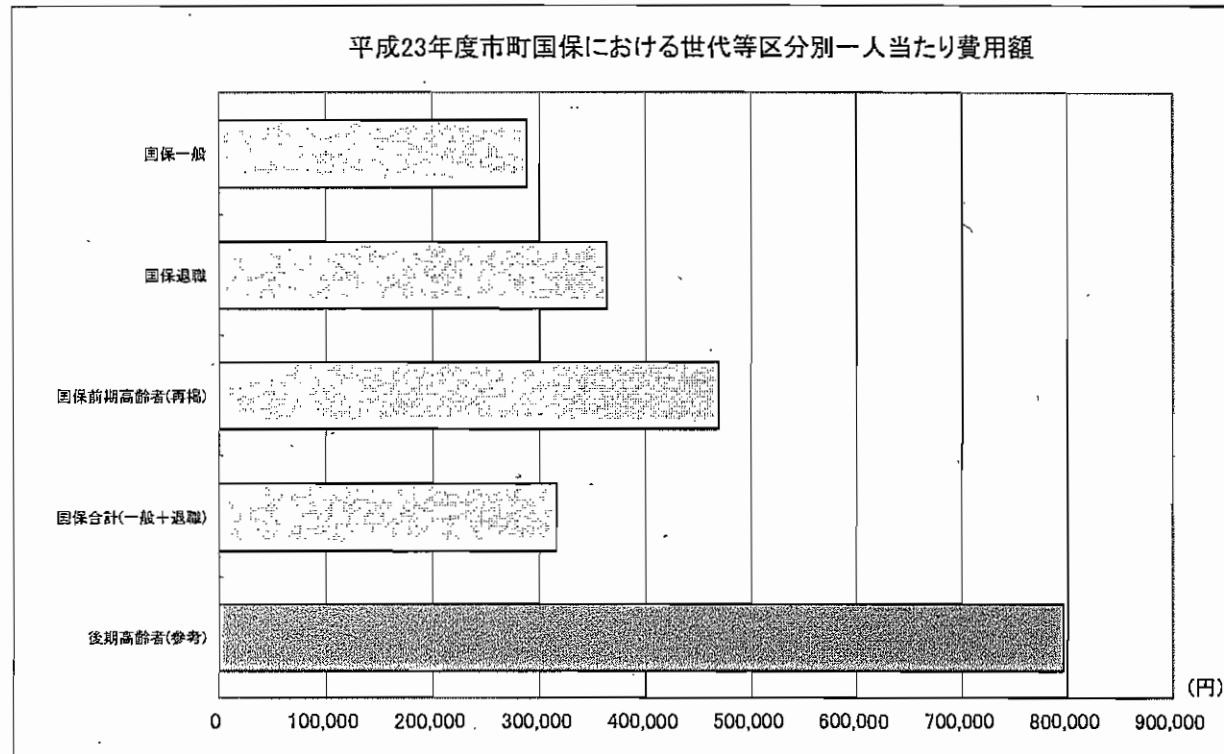
資料5

平成23年度市町別前期高齢者・一般・退職被保険者加入割合

保険者名	年間平均被保険者数		占める割合															
	被保険者数(人)	前期高齢者(再掲)(人)	一般被保険者(%)	退職被保険者等(%)	□一般(前期高齢者除く)		□退職者		□前期高齢者		10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%
1 津市	70,383	25,805	93.54	6.46														36.66
2 四日市市	74,220	26,301	92.62	7.38														35.44
3 伊勢市	34,914	12,856	95.87	4.13														36.82
4 松阪市	45,301	14,713	92.09	7.91														32.48
5 桑名市	32,781	11,722	91.93	8.07														35.76
7 鈴鹿市	46,981	15,031	93.47	6.53														31.99
8 名張市	20,008	7,830	90.03	9.97														39.13
9 尾鷲市	6,355	2,707	91.38	8.62														42.60
10 亀山市	10,893	3,991	90.34	9.66														36.54
11 鳥羽市	8,382	2,323	93.91	6.09														27.78
12 熊野市	6,619	2,416	92.67	7.33														36.50
18 木曽岬町	2,103	722	83.53	6.47														34.33
19 東員町	6,212	2,377	87.14	12.86														38.26
22 茂野町	10,059	3,534	91.06	8.94														35.13
24 朝日町	1,741	627	92.99	7.01														36.01
25 川越町	3,218	966	94.03	5.97														30.02
39 多気町	4,143	1,486	91.09	8.91														35.87
40 明和町	6,383	2,191	89.66	10.34														34.43
41 大台町	3,054	1,193	92.93	7.07														39.06
44 玉城町	3,927	1,296	94.68	5.32														33.00
53 度会町	2,464	788	89.16	10.84														31.98
66 御浜町	3,416	1,117	92.86	7.14														32.70
67 紀宝町	4,088	1,248	90.85	9.15														30.53
70 いなべ市	10,660	3,909	88.07	11.93														36.67
71 志摩市	20,022	6,438	92.09	7.91														32.15
72 伊賀市	23,980	9,047	90.88	9.12														37.73
73 大紀町	3,303	1,299	92.58	7.42														39.33
74 南伊勢町	5,670	2,335	94.67	5.33														41.18
75 紀北町	5,929	2,295	91.67	8.33														38.71
市町計	477,169	168,563	92.47	7.53														35.33

※平成23年度国保率年報(速報版)より

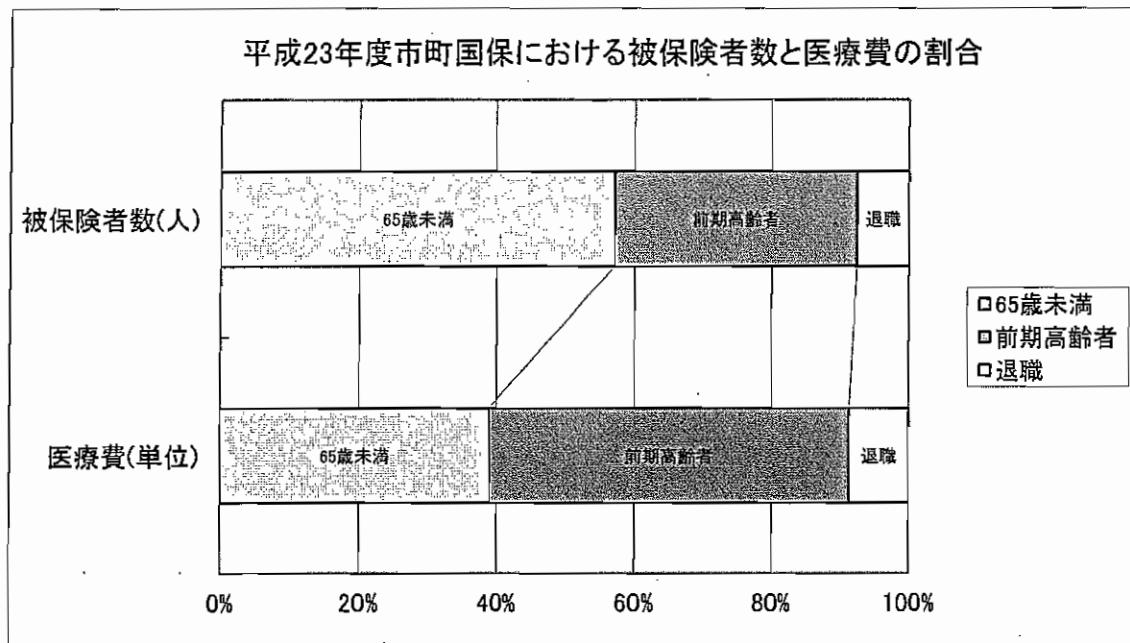
前期高齢者の占める割合等		
順位	市町名	占める割合(%)
1	尾鷲市	42.60
2	南伊勢町	41.18
3	大紀町	39.33
4	名張市	39.13
5	大台町	39.06
6	紀北町	38.71
7	東員町	38.26
8	伊賀市	37.73
9	伊勢市	36.82
10	いなべ市	36.67
11	津市	36.66
12	亀山市	36.64
13	熊野市	36.50
14	朝日町	36.01
15	多気町	35.87
16	桑名市	35.76
17	四日市市	35.44
18	菰野町	35.13
19	明和町	34.43
20	木曽岬町	34.33
21	玉城町	33.00
22	御浜町	32.70
23	松阪市	32.48
24	志摩市	32.15
25	鈴鹿市	31.99
26	度会町	31.98
27	紀宝町	30.53
28	川越町	30.02
29	鳥羽市	27.78



平成23年度世代等区分別一人当たり費用額(単位:円)

保険者名	国保一般	国保退職	国保前期高齢者(再格)	国保合計(一般+退職)	後期高齢者(参考)
津市	295,966	364,891	467,421	319,555	791,949
四日市市	282,790	360,724	469,247	309,404	838,274
伊勢市	302,426	404,573	468,117	319,146	766,106
松阪市	281,539	349,626	475,281	309,184	817,013
桑名市	285,697	357,848	456,613	314,581	867,448
鈴鹿市	270,616	397,596	461,468	296,589	782,347
名張市	285,580	328,492	450,808	318,317	743,065
尾鷲市	324,240	362,956	457,131	355,538	857,149
龜山市	296,026	368,021	478,025	331,568	779,362
鳥羽市	274,890	396,548	473,992	299,028	764,531
熊野市	301,048	341,563	442,931	326,076	761,309
木曽岬町	269,490	426,190	475,029	297,051	771,800
東員町	289,554	385,480	487,493	339,135	876,448
菰野町	277,747	356,252	493,751	309,586	777,490
朝日町	314,643	324,222	506,094	337,363	850,921
川越町	279,531	486,210	524,699	308,541	833,084
多気町	305,023	305,621	488,914	332,243	737,315
明和町	278,987	339,405	466,519	314,085	775,581
大台町	335,448	338,713	549,029	359,405	781,927
玉城町	287,485	373,094	435,394	307,341	680,765
度会町	244,854	251,066	431,454	272,060	712,147
御浜町	293,059	253,074	487,253	311,136	760,195
紀宝町	273,195	303,540	447,794	300,965	777,505
いなべ市	296,448	379,451	522,512	341,726	867,785
志摩市	261,764	317,309	438,569	286,868	700,703
伊賀市	294,964	369,971	467,763	328,690	745,024
大紀町	323,661	360,753	468,682	350,420	842,077
南伊勢町	352,940	492,658	487,520	379,181	763,750
紀北町	338,941	448,916	501,969	376,344	930,164
県全体	288,318	363,261	468,836	315,665	796,159

※平成23年度国保事業年報(速報値)及び後期分事業年報等(速報値)より



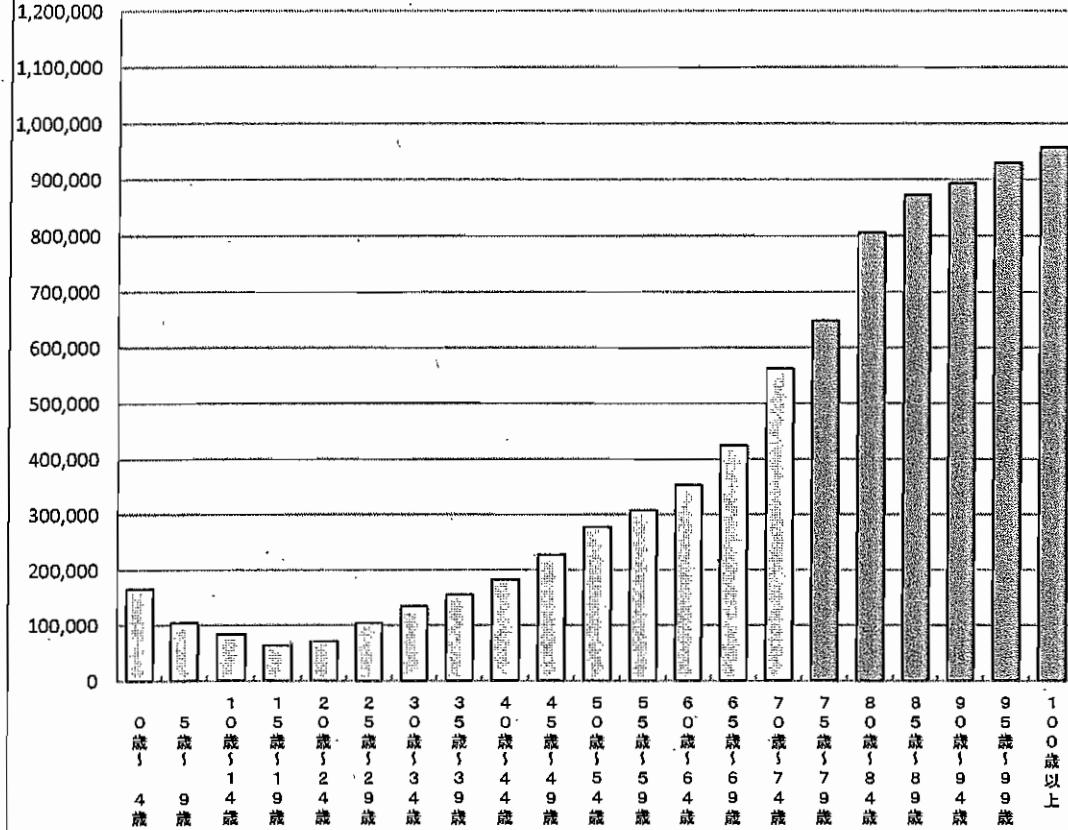
平成23年度

国保被保険者	医療費(百万円)	割合(%)	被保険者数(人)	割合(%)
65歳未満	58,548	38.9	272,684	57.1
前期高齢者	79,028	52.5	168,563	35.3
退職	13,049	8.6	35,922	7.6
合計	150,625	100.0	477,169	100.0

※平成23年度国保事業年報(速報値)より

市町国保及び後期高齢者医療制度の
被保険者の年代別一人当たり費用額
(平成23年度)

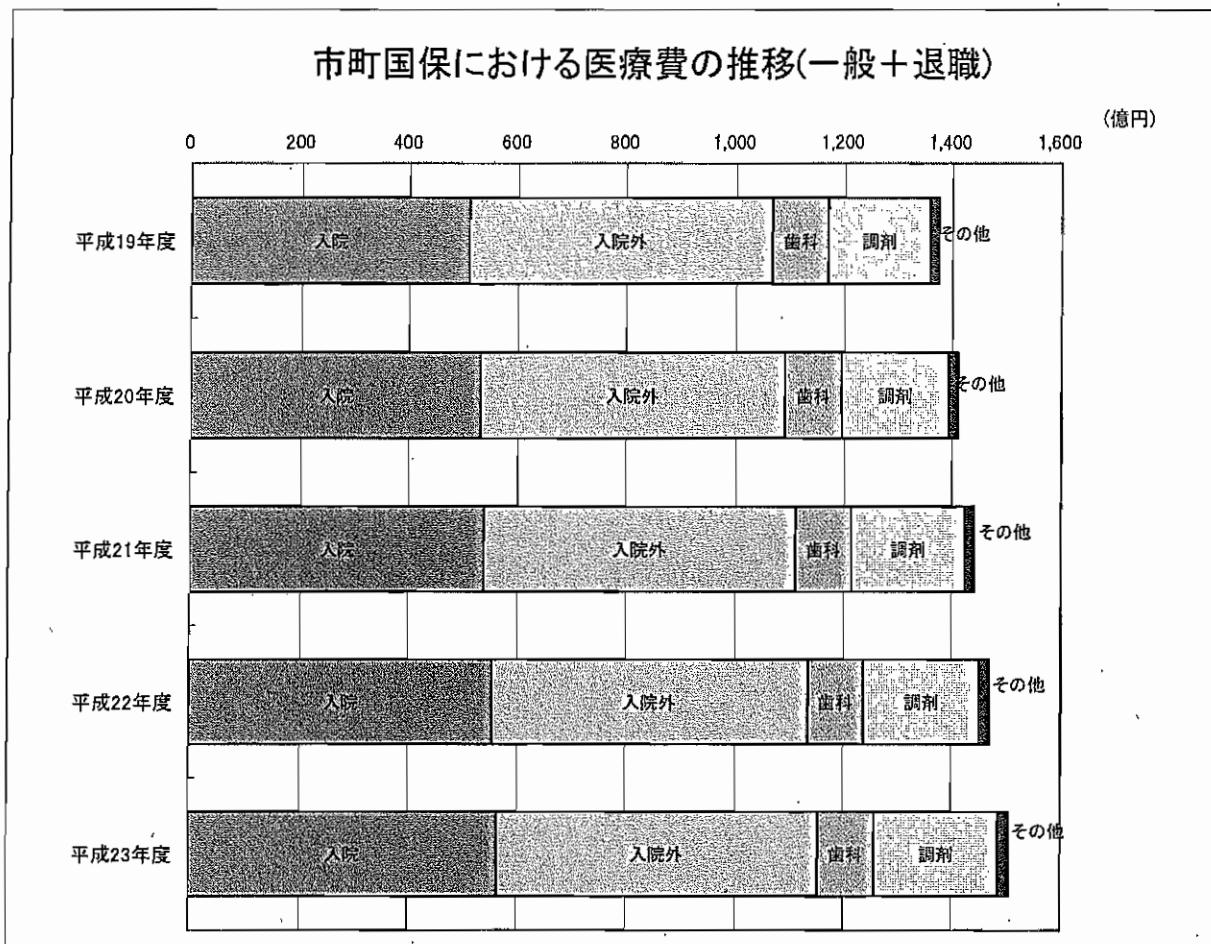
(円)



(単位:円)

平成23年度被保険者1人当たり費用額	
0歳～4歳	165,554
5歳～9歳	104,679
10歳～14歳	83,974
15歳～19歳	63,624
20歳～24歳	71,163
25歳～29歳	103,794
30歳～34歳	134,280
35歳～39歳	155,022
40歳～44歳	182,037
45歳～49歳	227,189
50歳～54歳	277,136
55歳～59歳	307,504
60歳～64歳	352,843
65歳～69歳	423,933
70歳～74歳	562,429
75歳～79歳	648,484
80歳～84歳	806,060
85歳～89歳	872,613
90歳～94歳	892,820
95歳～99歳	929,839
100歳以上	957,631

※国保連合会が保有する平成23年度分の給付実績数値より



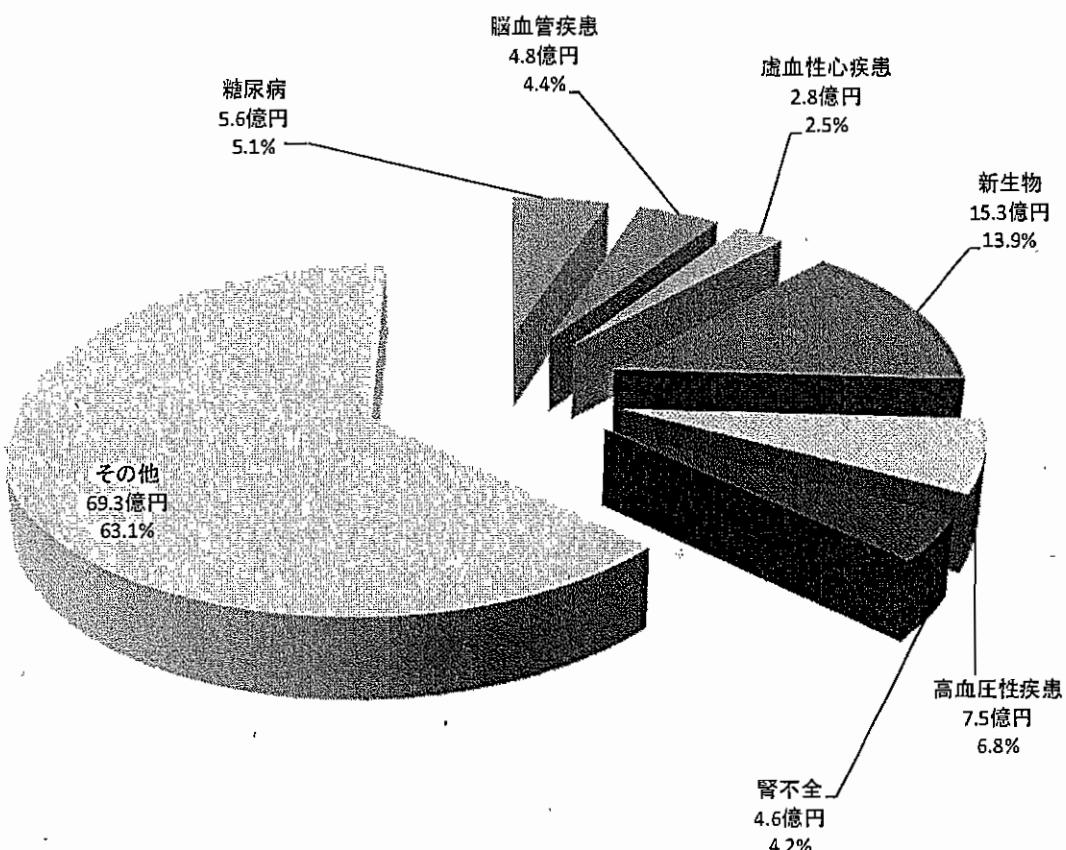
注意: 平成19年度の「国保一般」とは、国保全被保険者から老人保健医療対象者と退職者医療制度適用者を除いた者をいう。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
入院	509	531	538	554	563
入院外	557	559	572	580	590
歯科	104	105	104	104	105
調剤	188	198	210	214	229
その他	17	18	18	19	20
合計	1,375	1,411	1,443	1,471	1,506
対前年度伸率(%)	6.0%	2.6%	2.3%	1.9%	2.4%

※単位未満は四捨五入のため、必ずしも合計数値に一致しない。

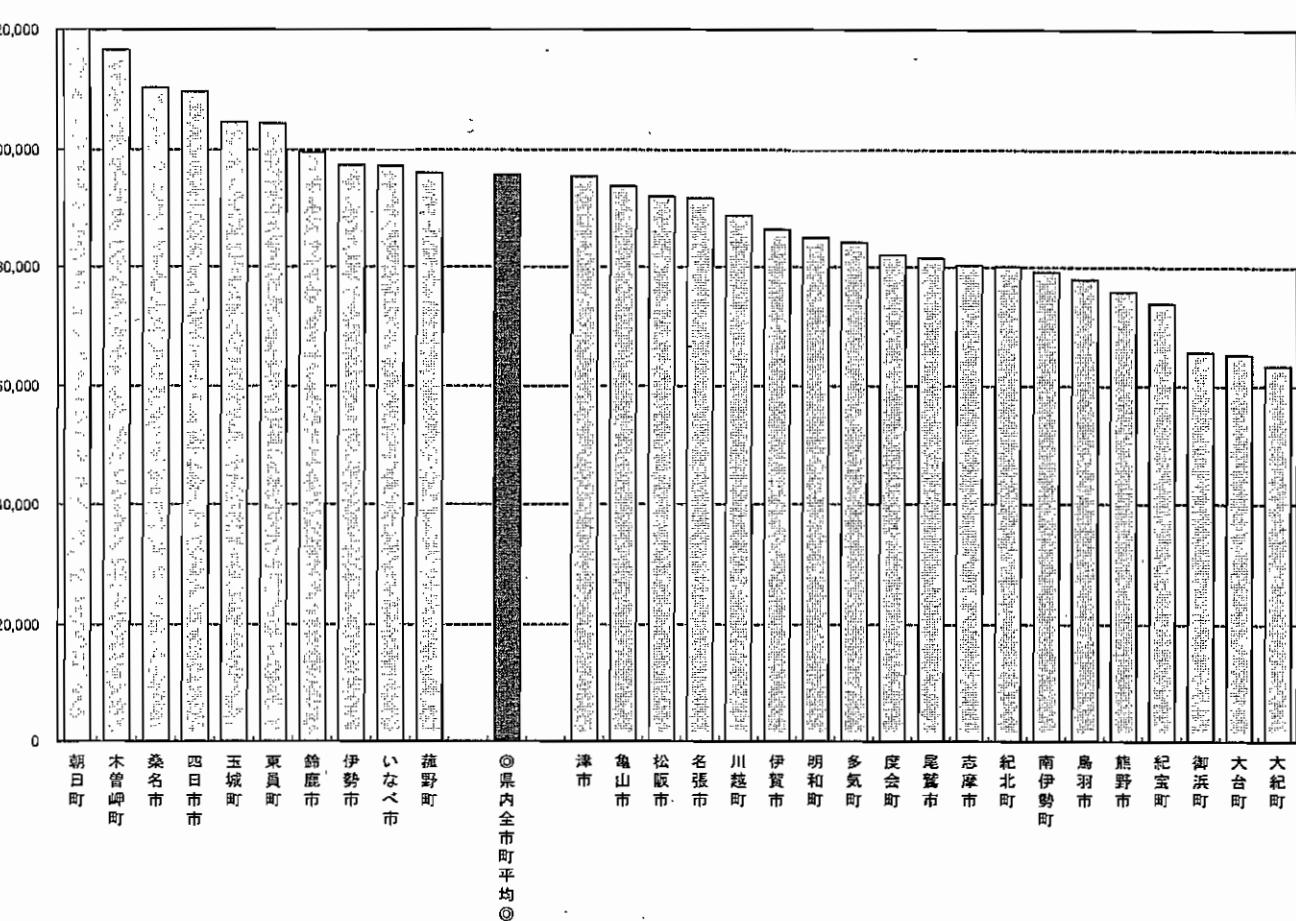
※平成23年度国保事業年報(速報値)より

国保医療費(国保組合分を含む)に占める
生活習慣病(新生物を含む)の割合
(平成24年5月診療分)



※国保連合会の保有する平成24年5月診療分の給付状況データより

平成23年度市町国保被保険者一人当たり国保保険料(税)調定額



保険者名	額
朝日町	127,802
木曾岬町	116,645
桑名市	110,340
四日市市	109,647
玉城町	104,549
東員町	104,363
鈴鹿市	99,586
伊勢市	97,432
いなべ市	97,272
菰野町	96,169
◎県内全市町平均◎	95,820
津市	95,543
亀山市	93,924
松阪市	92,234
名張市	91,934
川越町	88,852
伊賀市	86,368
明和町	85,013
多気町	84,213
度会町	82,044
尾鷲市	81,514
志摩市	80,314
紀北町	80,109
南伊勢町	79,231
鳥羽市	78,034
熊野市	75,889
紀宝町	73,979
御浜町	65,800
大台町	65,344
大紀町	63,450

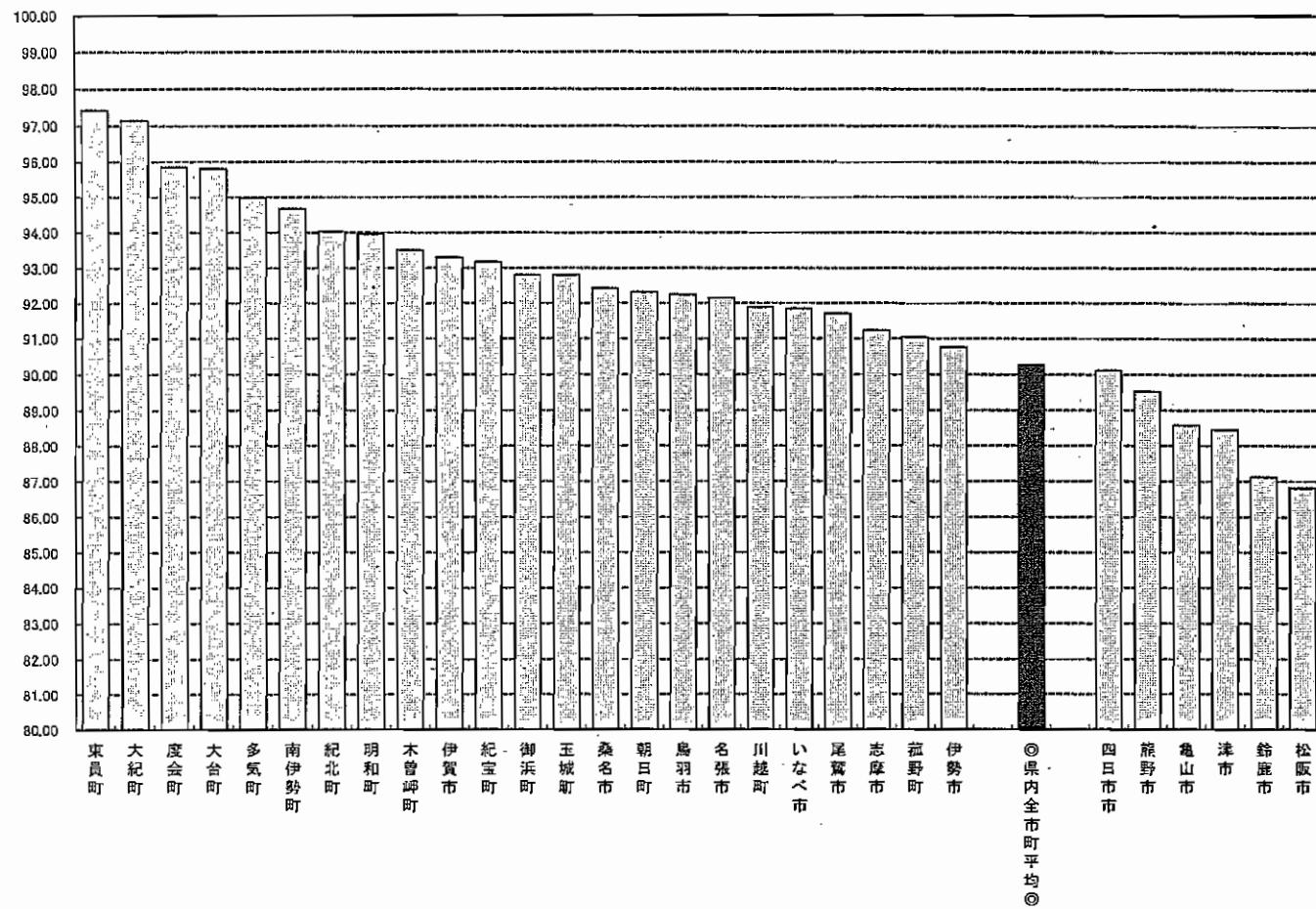
市町国保における国保被保険者一人当たり保険料(税)調定額状況

	平成21年度		平成22年度			平成23年度		
	額(円)	順位	額(円)	順位	対前年度比(%)	額(円)	順位	対前年度比(%)
津 市	95,931	10	89,995	13	93.81	95,543	11	106.16
四 日 市 市	113,262	3	110,542	3	97.60	109,647	4	99.19
伊 勢 市	103,411	6	108,168	5	104.60	97,432	8	90.07
松 阪 市	92,682	13	86,247	15	93.06	92,234	13	106.94
桑 名 市	116,249	1	109,346	4	94.06	110,340	3	100.91
鈴 鹿 市	99,203	8	100,973	8	101.78	99,586	7	98.63
名 張 市	97,252	9	92,268	11	94.88	91,934	14	99.64
尾 鶯 市	75,568	23	74,635	23	98.77	81,514	20	109.22
亀 山 市	90,842	16	93,651	10	103.09	93,924	12	100.29
鳥 羽 市	71,487	25	65,932	25	92.23	78,034	24	118.36
熊 野 市	67,247	27	65,574	26	97.51	75,889	25	115.73
木 曾 岬 町	112,328	4	111,665	1	99.41	116,645	2	104.46
東 員 町	105,491	5	105,284	6	99.80	104,363	6	99.13
菰 野 町	93,732	12	96,852	9	103.33	96,169	10	99.29
朝 日 町	113,789	2	110,988	2	97.54	127,802	1	115.15
川 越 町	94,889	11	88,625	14	93.40	88,852	15	100.26
多 気 町	80,424	20	84,206	18	104.70	84,213	18	100.01
明 和 町	88,826	17	84,286	17	94.89	85,013	17	100.86
大 台 町	69,479	26	65,219	27	93.87	65,344	28	100.19
玉 城 町	100,732	7	105,021	7	104.26	104,549	5	99.55
度 会 町	76,792	22	82,558	19	107.51	82,044	19	99.38
御 浜 町	63,817	28	64,457	28	101.00	65,800	27	102.08
紀 宝 町	71,793	24	71,693	24	99.86	73,979	26	103.19
い な べ 市	92,026	14	91,072	12	98.96	97,272	9	106.81
志 摩 市	79,439	21	77,281	22	97.28	80,314	21	103.92
伊 賀 市	91,010	15	85,665	16	94.13	86,368	16	100.82
大 紀 町	63,764	29	61,682	29	96.73	63,450	29	102.87
南 伊 勢 町	81,684	18	77,519	21	94.90	79,231	23	102.21
紀 北 町	81,024	19	79,712	20	98.38	80,109	22	100.50
市 町 計	97,015		94,471		97.38	95,820		101.43

※保険料(税)に関する実態調査-平成24年度版-【国保連合会発行】より

平成23年度市町別現年度分国保料(税)収納率(一般十退職)

(%)



平成23年度現年度分収納率(一般十退職)

保険者名	収納率
東員町	97.42
大紀町	97.15
度会町	95.86
大台町	95.81
多気町	94.99
南伊勢町	94.66
紀北町	94.02
明和町	93.96
木曽岬町	93.50
伊賀市	93.29
紀宝町	93.16
御浜町	92.80
玉城町	92.80
桑名市	92.42
朝日町	92.31
鳥羽市	92.24
名張市	92.15
川越町	91.88
いなべ市	91.84
尾鷲市	91.70
志摩市	91.22
菰野町	91.03
伊勢市	90.76
◎県内全市町平均◎	90.28
四日市市	90.11
熊野市	89.53
龜山市	88.58
津市	88.45
鈴鹿市	87.12
松阪市	86.82

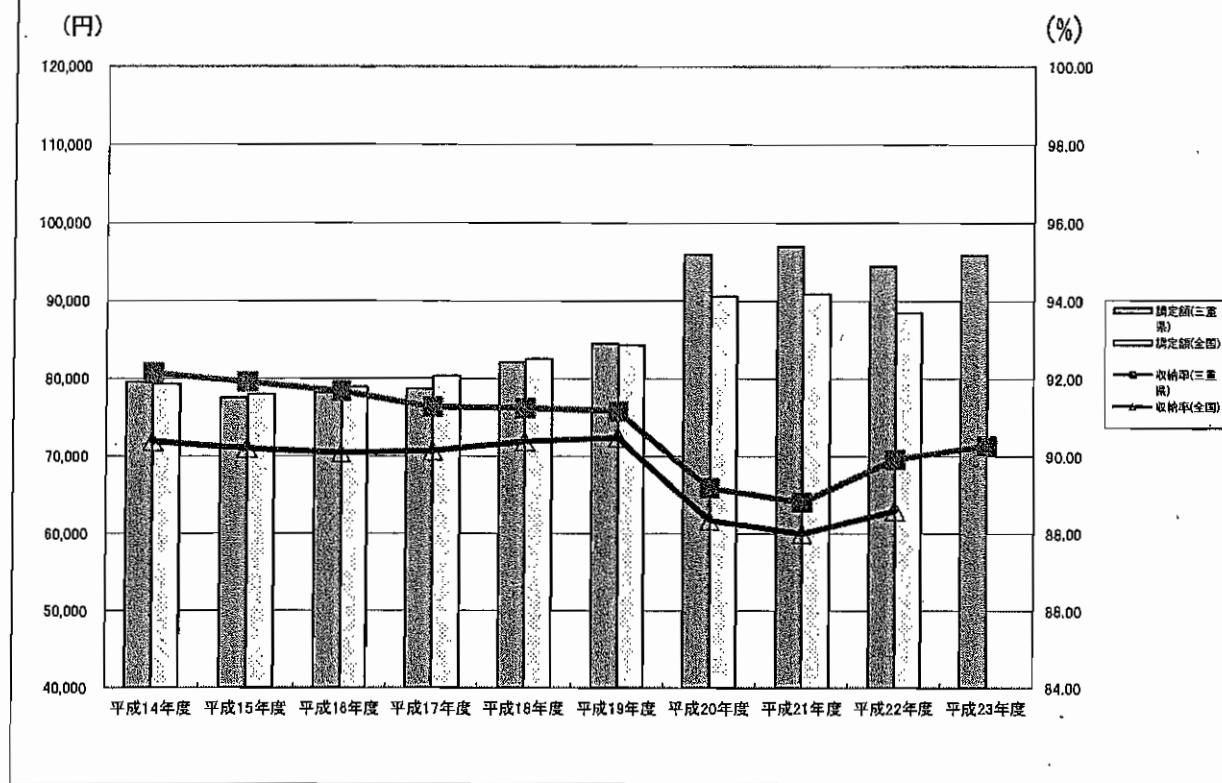
※平成23年度国保事業年報(速報値)より

市町国保保険者別保険料(税)収納率(現年度分)の状況

	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	収納率	順位								
津 市	89.69	28	86.86	28	86.24	28	87.88	27	88.45	27
四 日 市 市	89.78	26	87.85	26	88.35	25	89.52	25	90.11	24
伊 勢 市	92.77	17	90.65	20	90.07	20	90.42	23	90.76	23
松 阪 市	89.72	27	87.31	27	86.50	27	87.26	28	86.82	29
桑 名 市	92.38	18	90.82	19	89.69	22	91.43	16	92.42	14
鈴 鹿 市	88.04	29	85.24	29	84.89	29	86.65	29	87.12	28
名 張 市	91.73	22	90.05	23	90.03	21	91.10	21	92.15	17
尾 鶯 市	92.20	20	91.04	17	90.39	19	91.19	20	91.70	20
亀 山 市	92.21	19	89.21	25	87.76	26	88.27	26	88.58	26
鳥 羽 市	91.59	23	90.84	18	90.51	18	91.79	14	92.24	16
熊 野 市	91.35	25	89.85	24	89.31	23	89.82	24	89.53	25
木 曽 岬 町	94.90	12	92.28	14	90.80	16	91.41	17	93.50	9
東 員 町	97.21	3	96.43	3	96.41	1	97.54	1	97.42	1
菰 野 町	93.41	16	91.89	15	88.90	24	90.83	22	91.03	22
朝 日 町	96.35	4	94.46	9	94.54	7	93.92	9	92.31	15
川 越 町	93.45	15	90.50	22	90.76	17	91.35	18	91.88	18
多 気 町	95.88	5	95.12	5	94.75	4	95.14	4	94.99	5
明 和 町	95.74	6	94.83	7	94.12	9	94.21	7	93.96	8
大 台 町	95.18	9	95.43	4	94.70	5	95.14	4	95.81	4
玉 城 町	95.63	7	94.23	10	92.96	12	91.29	19	92.80	12
度 会 町	97.31	2	96.46	2	96.12	3	95.85	3	95.86	3
御 浜 町	94.99	11	93.91	11	94.52	8	93.36	11	92.80	12
紀 宝 町	94.69	14	92.64	12	93.54	11	93.39	10	93.16	11
い な ベ 市	94.78	13	92.58	13	91.35	15	92.09	13	91.84	19
志 摩 市	91.44	24	91.64	16	91.44	14	91.58	15	91.22	21
伊 賀 市	91.75	21	90.62	21	91.51	13	93.21	12	93.29	10
大 紀 町	97.73	1	97.16	1	96.37	2	96.99	2	97.15	2
南 伊 勢 町	95.53	8	94.90	6	94.67	6	94.50	6	94.66	6
紀 北 町	95.12	10	94.49	8	93.87	10	94.18	8	94.02	7
市 町 平 均	91.17		89.19		88.82		89.93		90.28	

※保険料(税)に関する実態調査-平成24年度版-【国保連合会発行】より

市町国保の被保険者一人当たり調定額及び現年度分収納率の推移



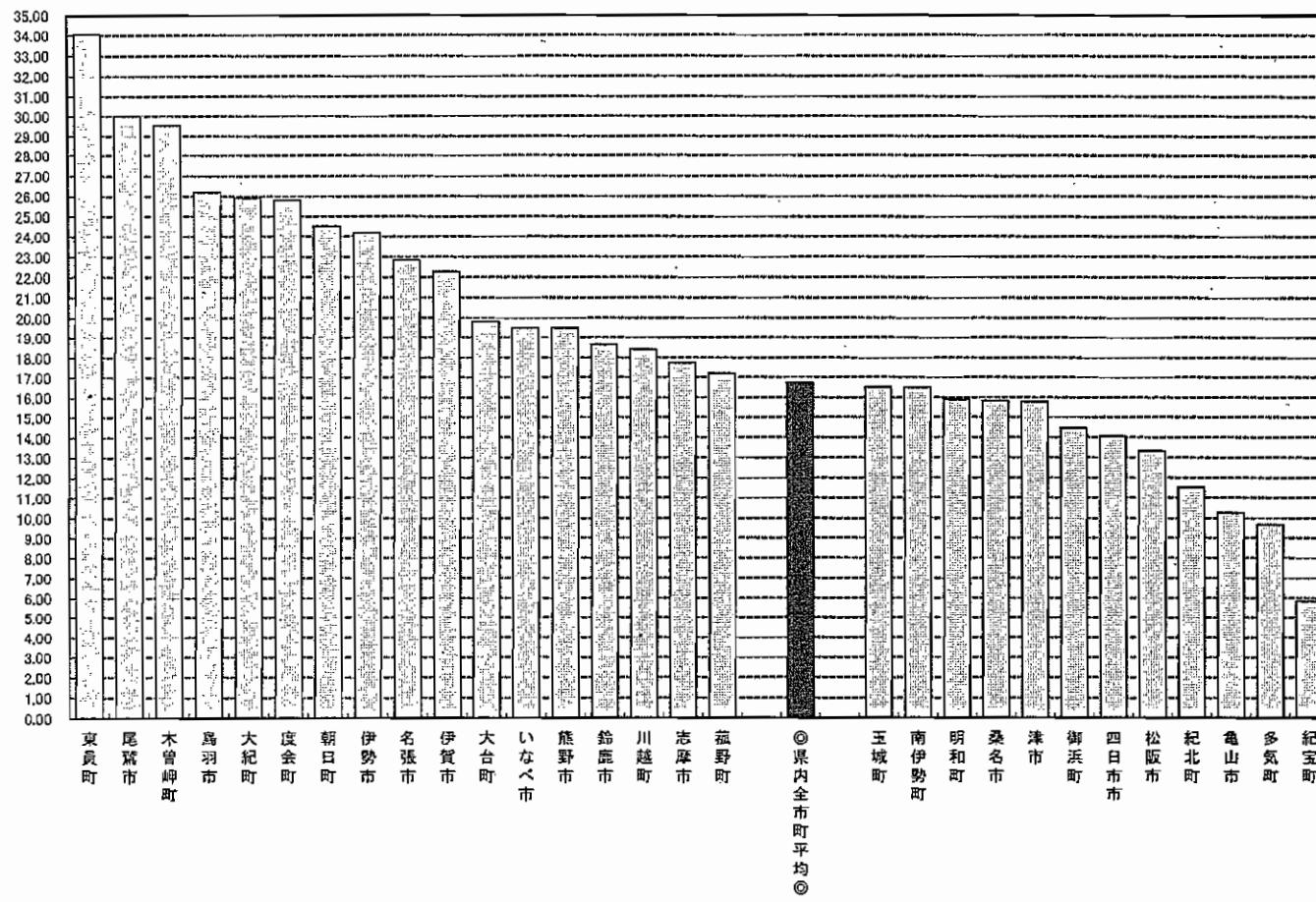
【1人当たり保険料(税)調定額と現年度分収納率の推移(県内全市町)】

	調定額(三重県)	収納率(三重県)		調定額(全国)	収納率(全国)
平成14年度	79,587	92.16	平成14年度	79,321	90.39
平成15年度	77,556	91.92	平成15年度	77,991	90.21
平成16年度	78,259	91.68	平成16年度	78,959	90.09
平成17年度	78,691	91.28	平成17年度	80,353	90.15
平成18年度	82,148	91.25	平成18年度	82,580	90.39
平成19年度	84,571	91.17	平成19年度	84,367	90.49
平成20年度	95,962	89.19	平成20年度	90,625	88.35
平成21年度	97,015	88.82	平成21年度	90,908	88.01
平成22年度	94,471	89.93	平成22年度	88,502	88.60
平成23年度	95,820	90.28	平成23年度		

※平成23年度国保事業年報(速報値)より

平成23年度市町別滞納繰越分国保料(税)収納率(一般+退職)

(%)



保険者名	収納率
東員町	34.07
尾鷲市	29.99
木曾岬町	29.52
鳥羽市	26.20
大紀町	25.90
度会町	25.80
朝日町	24.55
伊勢市	24.18
名張市	22.84
伊賀市	22.25
大台町	19.81
いなべ市	19.50
熊野市	19.49
鈴鹿市	18.65
川越町	18.40
志摩市	17.74
菰野町	17.18
◎県内全市町平均◎	16.72
玉城町	16.51
南伊勢町	16.49
明和町	15.88
桑名市	15.83
津市	15.77
御浜町	14.46
四日市市	14.05
松阪市	13.32
紀北町	11.52
亀山市	10.26
多気町	9.66
紀宝町	5.85

市町国保保険者別保険料(税)収納率(滞納繰越分)の状況

	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	収納率	順位								
津 市	9.75	27	7.86	28	7.21	29	10.35	26	15.77	22
四 日 市 市	12.51	22	11.06	24	12.02	22	13.96	20	14.05	24
伊 勢 市	24.83	4	22.57	6	22.14	6	21.39	7	24.18	8
松 阪 市	12.42	23	13.27	21	12.68	21	13.17	23	13.32	25
桑 名 市	14.54	18	13.86	20	11.92	24	13.36	22	15.83	20
鈴 鹿 市	19.31	11	16.38	15	15.24	18	16.18	15	18.65	14
名 張 市	25.47	3	25.68	3	21.60	10	21.11	8	22.84	9
尾 鶩 市	14.10	20	17.55	13	22.06	7	28.02	2	29.99	2
亀 山 市	14.61	17	11.98	23	11.26	25	9.80	27	10.26	27
鳥 羽 市	21.44	8	24.31	4	26.13	3	24.63	5	26.20	4
熊 野 市	21.47	7	20.54	9	18.48	14	17.43	14	19.49	13
木 曾 岬 町	26.66	2	29.47	2	29.89	1	24.01	6	29.52	3
東 員 町	10.36	26	12.90	22	15.28	17	19.83	11	34.07	1
菰 野 町	16.38	15	16.53	14	18.60	13	14.55	18	17.18	17
朝 日 町	23.16	5	19.21	10	20.28	11	20.11	10	24.55	7
川 越 町	14.11	19	15.95	17	14.53	20	16.01	16	18.40	15
多 気 町	11.63	24	10.01	25	8.67	27	9.69	28	9.66	28
明 和 町	7.11	29	7.54	29	11.21	26	10.54	25	15.88	21
大 台 町	16.04	16	23.10	5	21.82	8	19.10	13	19.81	11
玉 城 町	12.86	21	14.31	19	15.97	16	14.29	19	16.51	18
度 会 町	18.47	12	14.84	18	21.68	9	25.71	3	25.80	6
御 浜 町	16.55	13	15.98	16	22.82	5	20.58	9	14.46	23
紀 宝 町	10.52	25	8.71	27	8.32	28	8.77	29	5.85	29
い な べ 市	22.73	6	21.09	8	19.71	12	19.66	12	19.50	12
志 摩 市	16.54	14	17.62	12	14.75	19	15.19	17	17.74	16
伊 賀 市	20.44	9	22.19	7	25.15	4	24.73	4	22.25	10
大 紀 町	30.56	1	31.42	1	27.82	2	34.17	1	25.90	5
南 伊 勢 町	19.38	10	18.14	11	17.58	15	13.94	21	16.49	19
紀 北 町	8.07	28	9.75	26	12.00	23	12.60	24	11.52	26
市 町 平 均	15.33		14.35		13.94		14.92		16.72	

※保険料(税)に関する実態調査-平成24年度版-【国保連合会発行】より

収支差引額と繰入金・繰越金等の状況(県内全市町計)

(単位:百万円)

年度	形 式 収支差引額 (A)	同 左 赤 字 市 町 村	緑 越 金	基 金 等 繰 入 金	市 町 村 債	一 般 会 計 繰 入 金	小 計 (B)	基 金 等 積 立 金・前 年 度 繰 上 充 用 金・公 債 費 (C)	单 取 支 差 引 領 A - B + C	年 度 同 左 赤 字 市 町 村
20	5,513	2	2,773	1,481	0	942	5,196	609	926	18
21	6,265	1	5,519	1,560	0	1,717	8,796	2,696	165	23
22	7,318	0	6,080	1,652	144	2,142	10,017	1,017	△ 1,682	22
23	9,479	1	7,052	574	0	988	8,614	2,203	3,068	13

(注) 一般会計繰入金は、保険基盤安定、職員給与費等、出産育児一時金等、財政安定化支援事業を除く。

※平成20年度から平成22年度までは各年度国保事業年報(確定値)より

※平成23年度は国保事業年報(速報値)より

平成23年度市町別収支決算状況表

(単位:円)

保険者名	形式収支差引額(A)	一般会計・基金等繰入金(B)		繰 越 金(C)	市町村債(D)	基金等積立金及び前年度繰上充用金(E)			卓年度実質収支差引額A-(B+C+D)+E	基金等保有額
		(法定外繰入)	(基金繰入金)			(基金等積立金)	(前年度繰上充用金)	(公債費)		
1 津 市	218,865,571	0	3,992,059	12,543,398	0	9,982	0	0	202,340,096	0
2 四 日 市 市	2,206,349,301	73,791,195	0	2,214,402,145	0	1,104,648,522	0	703	1,022,805,186	2,667,618,106
3 伊 勢 市	801,741,223	29,002,000	0	223,172,299	0	376,049	0	15,677,863	565,620,836	1,286,018,240
4 松 阪 市	721,224,694	19,589,000	0	627,331,503	0	559,795	0	0	74,863,986	1,230,556
5 桑 名 市	653,273,726	0	0	426,433,833	0	200,838,341	0	70,692	427,748,926	672,967,929
7 鈴 鹿 市	696,694,513	4,612,900	0	206,105,191	0	0	0	0	485,686,422	546,059,939
8 名 張 市	464,680,617	2,000,000	0	349,170,559	0	0	0	111,176,612	224,686,670	764,935,761
9 尾 鶯 市	150,927,064	0	0	173,577,175	0	136,766,000	0	0	114,115,889	162,464,000
10 亀 山 市	152,910,180	0	0	23,602,859	0	0	0	0	129,307,321	20,409,633
11 烏 羽 市	119,343,794	56,000,000	42,900,000	113,507,319	0	88,546	0	0	△ 92,974,979	3,579,963
12 熊 野 市	174,199,632	90,000,000	0	147,329,578	0	26,694,000	0	0	△ 36,435,946	69,086,000
16 木 曽 岬 町	56,634,154	25,000,000	0	44,474,619	0	24,019,188	0	0	11,178,723	42,342,758
19 東 員 町	175,973,936	50,000,000	40,000,000	145,399,346	0	99,065,000	0	0	39,639,590	183,558,798
22 茂 野 町	91,180,137	0	40,000,000	94,445,305	0	83,797	0	0	△ 43,181,371	40,065,906
24 朝 日 町	79,911,599	0	0	32,606,385	0	76,000	0	0	47,381,214	36,534,000
25 川 越 町	75,666,018	90,751,372	0	62,618,685	0	586,000	0	8,146,372	△ 68,971,667	56,677,469
39 多 気 町	147,123,197	0	0	104,204,924	0	19,779	0	0	42,938,052	32,892,787
40 明 和 町	147,044,819	0	26,000,000	118,350,721	0	0	0	0	2,694,098	63,694,548
41 大 台 町	58,848,564	30,000,000	25,000,000	24,321,920	0	91,000	0	0	△ 20,382,356	628,000
44 玉 城 町	95,552,235	42,652,313	30,000,000	30,203,631	0	10,285	0	0	△ 7,293,424	54,013,360
53 度 会 町	44,881,309	0	20,000,000	25,268,132	0	0	0	0	△ 386,823	6,949,925
66 御 浜 町	△ 4,378,287	0	59,245,000	2,491,624	0	602,071	0	0	△ 65,512,840	44,242,513
67 紀 宝 町	119,151,323	127,317,000	0	9,348,443	0	21,662	0	0	△ 17,492,458	12,344,591
70 い な べ 市	333,440,204	76,000,000	44,000,000	345,133,994	0	0	0	0	△ 131,693,790	467,135
71 志 摩 市	542,714,478	200,000,000	165,126,000	600,956,555	0	347,004,264	0	0	△ 76,363,823	441,698,623
72 伊 賀 市	913,008,329	0	4,236,347	586,040,766	0	4,194,274	0	0	326,825,490	1,179,400,018
73 大 紀 町	69,191,960	70,963,104	30,000,000	48,936,469	0	20,015,767	0	0	△ 60,711,866	27,904,266
74 南 伊 勢 町	45,991,672	0	43,600,000	128,931,007	0	50,103,000	0	0	△ 76,436,335	66,502,715
75 紀 北 町	126,723,393	0	0	131,308,837	0	52,206,806	0	0	47,621,362	130,497,904
市 計	8,149,373,326	550,995,095	260,254,406	6,049,397,174	0	1,821,179,763	0	126,925,870	3,236,832,284	7,818,155,923
町 計	1,329,496,029	436,703,789	313,845,000	1,002,910,068	0	246,900,355	0	8,146,372	△ 168,916,101	820,869,800
市 町 計	9,478,869,355	987,698,884	574,099,406	7,052,307,242	0	2,068,060,118	0	135,072,242	3,067,916,183	6,639,025,523

(注)一般会計・基金等繰入金は、保険基盤安定、職員給与費等、出産育児一時金等、財政安定化支援事業繰入金を除く。

平成24年度市町国保における保険料(税)の賦課割合及び保険料(税)率・額【医療給付費分】

	料・税	賦 方	課 式	賦課 限度額 (単位:万円)	保険料(税)の賦課割合				保険料(税)率・額			
					所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
津 市	(料)	3	51	48.87	—	35.22	15.91	7.10	—	27,000	20,000	
四 日 市 市	(料)	3	51	52.96	—	33.10	13.93	7.70	—	33,000	24,000	
伊 勢 市	(料)	3	51	49.83	—	35.15	15.02	7.86	—	25,979	20,024	
松 阪 市	(税)	3	50	44.74	—	34.53	20.73	7.20	—	27,000	28,000	
桑 名 市	(税)	4	51	39.13	9.87	32.82	18.18	6.00	30.00	30,600	30,000	
鈴 鹿 市	(税)	4	51	44.33	1.89	34.12	19.66	6.20	5.00	27,000	27,000	
名 張 市	(税)	3	51	50.37	—	31.68	17.95	7.12	—	23,900	23,000	
尾 鶯 市	(税)	4	51	41.77	8.11	31.79	18.33	5.90	30.00	21,000	21,000	
亀 山 市	(税)	4	51	43.37	5.04	36.02	15.57	5.80	15.00	27,600	21,600	
鳥 羽 市	(税)	4	50	42.66	6.18	34.24	16.92	5.20	19.00	21,000	21,000	
熊 野 市	(税)	4	51	39.94	11.06	28.59	20.41	5.70	42.00	18,000	22,800	
木 曾 岬 町	(料)	4	51	45.26	7.42	32.35	14.97	5.24	25.00	30,700	28,100	
東 員 町	(料)	4	51	40.00	10.00	35.00	15.00	4.10	33.01	25,000	19,600	
菰 野 町	(税)	4	51	46.28	7.05	30.80	15.87	5.14	19.30	24,800	23,200	
朝 日 町	(料)	4	51	40.00	10.00	35.00	15.00	4.70	24.85	33,000	26,000	
川 越 町	(税)	4	51	36.27	13.83	30.19	19.71	3.50	25.00	21,200	24,000	
多 気 町	(料)	4	51	40.24	8.89	34.75	16.12	5.90	24.00	26,400	24,000	
明 和 町	(税)	4	51	38.41	11.96	33.32	16.31	4.67	32.00	23,500	22,000	
大 台 町	(税)	4	51	35.98	10.95	34.82	18.25	4.50	30.00	22,000	20,000	
玉 城 町	(料)	4	51	40.88	9.48	34.95	14.69	7.03	36.71	25,000	12,500	
度 会 町	(税)	4	51	42.41	9.49	33.52	14.58	5.10	32.00	24,600	21,600	
御 浜 町	(税)	4	51	36.39	13.67	29.93	20.01	4.70	46.00	16,800	20,000	
紀 宝 町	(税)	4	51	39.00	10.00	30.00	21.00	5.50	42.00	17,400	22,400	
い な ベ 市	(料)	3	51	64.83	—	25.91	9.26	7.25	—	20,000	12,600	
志 摩 市	(税)	4	51	40.99	8.96	32.67	17.38	5.30	26.00	19,800	18,900	
伊 賀 市	(税)	4	51	46.09	5.73	31.79	16.39	6.70	18.00	25,000	22,000	
大 紀 町	(税)	4	51	38.09	11.29	36.12	14.50	3.60	34.00	16,000	12,000	
南 伊 勢 町	(税)	4	51	39.20	10.54	34.52	15.74	6.50	60.00	25,500	20,500	
紀 北 町	(料)	4	51	38.00	14.00	33.00	15.00	4.96	57.80	20,800	16,800	
市 町 合 計	料:10 税:19	3:6 4:23	50:2 51:27									

※保険料(税)に関する実態調査-平成24年度版-[国保連合会発行]より

平成24年度市町国保における保険料(税)の賦課割合及び保険料(税)率・額【後期高齢者支援金分】

	料・税	賦 方	課 式	賦課 限度額 (単位:万円)	保険料(税)の賦課割合				保険料(税)率・額			
					所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
津 市	(料)	3	14	48.31	—	35.41	16.27	2.00	—	7,700	5,800	
四 日 市 市	(料)	3	14	49.90	—	35.35	14.74	1.40	—	6,800	4,900	
伊 势 市	(料)	3	14	49.81	—	35.17	15.02	2.70	—	8,556	6,594	
松 阪 市	(税)	3	13	47.95	—	34.79	17.26	2.00	—	7,000	6,000	
桑 名 市	(税)	4	14	51.30	17.86	20.97	9.87	1.40	10.00	3,600	3,000	
鈴 鹿 市	(税)	4	14	53.76	4.00	26.80	15.44	2.20	3.00	6,000	6,000	
名 張 市	(税)	3	14	49.90	—	31.73	18.37	1.78	—	6,100	6,000	
尾 鷲 市	(税)	4	14	41.72	11.39	29.74	17.15	2.10	15.00	7,000	7,000	
亀 山 市	(税)	4	14	42.51	5.97	36.16	15.36	1.60	5.00	7,800	6,000	
鳥 羽 市	(税)	4	13	50.41	4.31	32.14	13.14	1.90	4.10	5,800	4,800	
熊 野 市	(税)	4	14	41.30	7.76	35.11	15.83	1.60	8.00	6,000	4,800	
木 曾 岬 町	(料)	4	14	45.14	7.70	32.55	14.61	1.34	6.65	7,920	7,030	
東 員 町	(料)	4	14	40.00	10.00	35.00	15.00	1.65	13.10	9,700	7,600	
菰 野 町	(税)	4	14	46.79	7.05	30.42	15.74	1.40	5.20	6,600	6,200	
朝 日 町	(料)	4	14	40.00	10.00	35.00	15.00	2.05	11.02	14,300	11,300	
川 越 町	(税)	4	14	39.99	10.91	34.16	14.94	1.40	7.15	8,700	6,600	
多 気 町	(料)	4	14	41.70	7.15	35.58	15.57	1.90	6.00	8,400	7,200	
明 和 町	(税)	4	14	39.00	11.41	34.97	14.62	1.25	8.05	6,500	5,200	
大 台 町	(税)	4	14	37.47	9.77	34.44	18.32	1.40	8.00	6,500	6,000	
玉 城 町	(料)	4	14	40.99	9.46	34.97	14.58	1.86	10.86	8,100	6,500	
度 会 町	(税)	4	14	41.76	8.51	35.19	14.53	1.40	8.00	7,200	6,000	
御 浜 町	(税)	4	14	35.10	13.47	30.82	20.61	1.10	11.00	4,200	5,000	
紀 宝 町	(税)	4	14	36.00	12.00	32.00	20.00	1.48	14.00	5,400	6,000	
い な ベ 市	(料)	3	14	64.40	—	26.41	9.19	2.65	—	7,500	4,600	
志 摩 市	(税)	4	14	40.59	7.82	36.05	15.54	1.85	8.00	7,500	5,800	
伊 賀 市	(税)	4	14	38.89	7.00	36.59	17.54	1.08	4.20	5,500	4,500	
大 紀 町	(税)	4	14	43.50	10.92	23.21	22.37	2.00	16.00	5,000	9,000	
南 伊 勢 町	(税)	4	14	36.57	10.68	35.72	17.03	1.30	12.40	5,400	4,300	
紀 北 町	(料)	4	14	36.00	15.00	35.00	14.00	1.54	20.00	7,400	5,400	
市 町 合 計	料:10 税:19	3:6 4:23	13:2 14:27									

平成24年度市町国保における保険料(税)の賦課割合及び保険料(税)率・額【介護納付金分】

	料・税	賦 方	課 式	賦課 限度額 (単位:万円)	保険料(税)の賦課割合				保険料(税)率・額			
					所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
津 市	(料)	3	12	46.10	—	36.71	17.19	1.80	—	8,800	5,000	
四 日 市 市	(料)	3	12	53.88	—	29.26	16.84	2.20	—	9,900	7,200	
伊 勢 市	(料)	3	12	49.33	—	35.32	15.35	2.47	—	9,382	5,098	
松 阪 市	(税)	3	10	44.90	—	34.92	20.18	2.00	—	9,000	6,600	
桑 名 市	(税)	4	12	35.71	11.83	34.17	18.29	1.40	10.00	9,600	6,600	
鈴 鹿 市	(税)	4	12	52.65	2.51	26.99	17.85	2.20	2.00	7,200	6,000	
名 張 市	(税)	3	12	44.93	—	37.13	17.94	1.70	—	7,700	4,500	
尾 鶯 市	(税)	4	12	43.39	5.70	31.18	19.73	1.65	6.60	7,000	5,500	
亀 山 市	(税)	4	12	40.85	4.54	37.51	17.10	1.20	3.00	7,200	4,200	
鳥 羽 市	(税)	4	10	38.53	8.22	34.83	18.42	0.80	5.00	5,400	4,000	
熊 野 市	(税)	4	12	41.13	6.60	31.22	21.05	1.70	8.00	7,200	6,000	
木 曾 岬 町	(料)	4	12	44.72	7.67	32.01	15.60	1.25	7.00	10,000	6,800	
東 員 町	(料)	4	12	40.00	10.00	35.00	15.00	1.71	14.77	10,800	6,000	
菰 野 町	(税)	4	12	47.13	3.57	31.35	17.95	1.34	3.10	8,200	6,100	
朝 日 町	(料)	4	12	40.00	10.00	35.00	15.00	2.00	11.95	16,200	8,900	
川 越 町	(税)	4	12	23.04	10.64	45.09	21.23	0.35	3.59	5,900	3,400	
多 気 町	(料)	4	12	40.66	7.21	34.77	17.36	1.65	6.00	9,000	6,000	
明 和 町	(税)	4	12	36.06	11.80	35.45	16.69	1.00	7.90	7,000	4,300	
大 台 町	(税)	4	12	34.91	8.49	35.38	21.22	1.00	6.00	6,500	5,000	
玉 城 町	(料)	4	12	41.49	8.69	35.02	14.80	1.86	10.86	9,600	5,200	
度 会 町	(税)	4	12	43.17	8.65	33.19	15.00	1.32	9.00	9,000	5,400	
御 浜 町	(税)	4	12	36.80	10.95	31.87	20.38	1.20	10.50	6,000	5,000	
紀 宝 町	(税)	4	12	33.00	9.00	34.00	23.00	1.36	12.00	7,400	6,200	
い な ベ 市	(料)	3	12	63.94	—	27.06	9.00	2.23	—	7,700	3,300	
志 摩 市	(税)	4	12	41.22	7.77	35.45	15.56	1.60	8.50	8,400	4,800	
伊 賀 市	(税)	4	12	46.82	3.76	32.84	16.58	1.50	3.00	7,000	4,500	
大 紀 町	(税)	4	12	36.81	8.55	37.55	17.09	1.00	9.00	6,500	3,800	
南 伊 勢 町	(税)	4	12	38.00	10.56	35.44	16.00	0.86	10.00	5,400	3,300	
紀 北 町	(料)	4	12	45.00	10.00	31.00	14.00	2.22	18.30	10,280	5,670	
市 町 合 計	料:10 税:19	3:6 4:23	10:2 12:27									

※保険料(税)に関する実態調査-平成24年度版-【国保連合会発行】より

これまでの実績・成果

項目	実績・成果
事業運営の広域化等	<p>医療費通知の内容等の統一</p> <p>医療費通知等の内容、対象月数等について、平成 24 年度から全市町で統一。</p> <p>1 医療費通知</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通知内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 受診（施術）年月 ② 受診者名 ③ 医療機関等 ④ 入院・通院・歯科・薬局・柔道整復師の施術の別 ⑤ 入院・通院柔道整復師の施術の日数 ⑥ 医療費等の額 (2) 通知対象者 : 全受診者及び施術を受けた者 (3) 通知対象月数 : 12 か月 (4) 通知回数 : 年 1 回以上 <p>2 減額査定通知</p> <p>査定額にかかる自己負担相当額が 1 万円以上のレセプトを対象とする。</p>
後発医薬品希望カードの配布	後発医薬品の希望カードの配布を、平成 24 年度から全市町で実施。
未納者対策コールセンターの設置	保険料(税)未納者対策として、平成 24 年度から共同収納コールセンターを国保連合会に設置（平成 24 年度においては、10 市町が国保連合会に委託）。
財政運営の広域化	<p>保険財政共同安定化事業の拡充</p> <p>保険財政共同安定化事業について、段階的な事業の拡充の実施。</p> <p>1 平成 24 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈対象医療費〉 1 人 1 か月 (1 ヶ月)あたり 30 万円超 〈拠出割合〉 医療費実績割：被保険者数割：所得割 = 25% : 50% : 25% <p>2 平成 25 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 〈対象医療費〉 1 人 1 か月 (1 ヶ月)あたり 20 万円超 〈拠出割合〉 医療費実績割：被保険者数割：所得割 = 25% : 50% : 25% <p>3 財政支援</p> <p>保険財政共同安定化事業の拡充による保険料(税)等の激変を緩和する観点から、県調整交付金を活用した適切な支援措置を行う。</p>

項目	実績・成果	
広域化に 向けた標 準的な取 組指標の 設定	目標収納率の 設定	<p>収納率の向上</p> <p>1 現年度分収納率等の状況</p> <p>(1) 県平均収納率</p> <p>平成 21 年度 88.82%</p> <p>平成 22 年度 89.93% (前年度より 1.11 ポイント上昇)</p> <p>平成 23 年度 90.28% (前年度より 0.35 ポイント上昇)</p> <p>(2) 支援方針に定める目標収納率の達成状況</p> <p>平成 23 年度 14 市町 (6 市 8 町) が達成</p> <p>2 滞納繰越分収納率の状況</p> <p>(1) 県平均収納率</p> <p>平成 21 年度 13.94%</p> <p>平成 22 年度 14.92% (前年度より 0.98 ポイント上昇)</p> <p>平成 23 年度 16.72% (前年度より 1.80 ポイント上昇)</p> <p>(2) 支援方針に定める目標収納率の達成状況</p> <p>平成 23 年度 22 市町 (11 市 11 町) が達成</p>

三重県市町国保広域化等連携会議設置要領

(設置の目的)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2第1項に基づき都道府県が定めることができる広域化等支援方針（以下「広域化支援方針」という。）に関し、関係者の意見を調整するため三重県市町国保広域化等連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域化等支援方針の策定、検討及び意見調整に関すること
- (2) 広域化を推進するための具体的な施策の検討及び意見調整に関すること
- (3) その他広域化の推進に関すること

(連携会議の構成)

第3条 連携会議は市町の国民健康保険担当課（室）長、国保連合会事務局長及び県地域福祉国保課長により構成する。なお、県地域福祉国保課長は必要に応じて医療担当、健康担当、介護担当、薬事担当などの関係課の課長を構成員とすることができるものとする。

2 前項の市町の国民健康保険担当課（室）長の選定にあたっては、地域及び規模のバランスを考慮し別途定めるものとする。

(連携会議の運営)

第4条 連携会議は、県地域福祉国保課長が必要に応じて招集し、その議事を進める。

2 県地域福祉国保課長が必要と認めるときは、構成員以外の者に連携会議への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(作業部会の設置)

第5条 第2条に規定する所掌事項の調査、研究等のため、連携会議に作業部会を設置する。

2 作業部会は連携会議の構成員が所属する市町の国民健康保険担当課（室）職員、国保連合会職員及び県地域福祉国保課国民健康保険グループ職員等により構成する。

3 作業部会は、県地域福祉国保課国民健康保険グループ副課長が必要に応じて招集し、議事を進める。

4 県地域福祉国保課国民健康保険グループ副課長が必要と認めるときは、第2項に定める者以外の者に作業部会への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 連携会議の事務局は県地域福祉国保課に設置する。

附 則

この要領は、平成22年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。